

P01

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月17日

広島市長

提出者

住所 広島市南区段原南1丁目5-53

氏名 医療法人社団一陽会 イーストクリニック

院長 加藤 曜子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-506-0123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団一陽会 イーストクリニック
事業場の所在地	広島市南区段原南1丁目5-53
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	51.180	t
	前年度	48.636	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和7年度実績)		単位:トン/年											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		48.636									48.636				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		48.636	0	0	0	0	0	0	0	0	48.636	0	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		50									50				

P02

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月17日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区楽々園3丁目14番3号

氏名 医療法人社団一陽会 一陽会クリニック

院長 荒川 哲次

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-924-0033

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人一陽会社団 一陽会クリニック
事業場の所在地	広島市佐伯区旭園10番3号 (2026.06.1移転／広島市佐伯区3丁目14番3号)
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	67.836	t
	前年度	60.768	t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和7)		年度実績										単位:トン/年		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油																
廃酸																
廃アルカリ																
感染性産業廃棄物		60.768									60.768					
特定有害産業廃棄物	廃PCB等															
	PCB汚染物															
	PCB処理物															
	指定下水汚泥															
	鉍さい															
	廃石綿等															
	燃え殻															
	ばいじん															
	廃油(金属を含むもの)															
	汚泥(金属を含むもの)															
合計		60.768	0	0	0	0	0	0	0	0	60.768	0	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。																
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤						⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)		66									70					

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月17日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市佐伯区楽々園3丁目14番3号
氏名	医療法人社団一陽会 一陽会クリニック
	院長 荒川 哲次
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-924-0033
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団一陽会 一陽会クリニック
事業場の所在地	広島市佐伯区3丁目14番3号(2026.06.1移転) (移転前/広島市佐伯区旭園10番3号)
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病棟数：16床、透析ベット数：51床
③従業員数	39名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→最終処分（工程はすべて委託している）

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	60.768	60									60.768	60								
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	60.768	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60.768	60	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- ・一陽会:廃棄物等管理規定による。
- ・管理責任者(院長)→管理担当者(施設管理)→取扱責任者

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃棄物等管理規定に基づく廃棄物分類表にて医療廃棄物の感染性・非感染性の適切な分類により排出抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項 ①現状と同じ
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状行っていない。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・医療廃棄物の安全な処理の為、特別産業廃棄物は業者に年間委託し、専用容器は各部署に配置し定期的に回収交換を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	60.768 t
②今後実施する予定の取組等	・計画の予定はありません。

P03

（表十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年6月2日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地
氏名 社会医療法人清風会 五日市記念病院
理事長 向田 一敏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-924-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2025 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	五日市記念病院
事業場の所在地	広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く） （電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）	前々年度	63.249	t
	前年度	63.249	t
電子マニフェストを活用して事務作業の効率化を図った。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位:トン/年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー: 赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
 $\textcircled{4} < \textcircled{5}$

 $\textcircled{10} < \textcircled{11}$

	目標項目
--	------

排出量

	自ら を行 棄物
--	----------------

回収
産業廃
の量

自ら中間処理により減する産業廃棄物の量	1,000
---------------------	-------

自ら再生利
用を行う産業
廃棄物の量
(報告書項目
②+⑧)

自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量

處理委託 量	優良 處理 處理
-----------	----------------

認定処 者への 委託量	再生利 者への 委託
-------------------	------------------

用業 処理 量	熱回収認 業者への 理委託
---------------	---------------------

熱回収認定
業者以外の
熱回収を行
業者への処
理委託量

前年度目標値(前年度計画書数値)

60

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年6月2日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地
氏名	社会医療法人清風会 五日市記念病院
	理事長 向田 一敏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-924-2211
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	五日市記念病院
事業場の所在地	広島県広島市佐伯区倉重一丁目95番地
計画期間	2026年4月1日 ～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 180床
③従業員数	412名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集・処分・最終処分を委託しており、受託者は以下の通り 収集運搬業者 株式会社衛生センター 処分業者 株式会社衛生センター 最終処分業者 株式会社環境クリーン

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（2025年度）実績量
計画：今年度（2026年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	58.47	60									58.47	60	58.47	60						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	58.47	60	0	0	0	0	0	0	0	0	58.47	60	58.47	60	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

添付資料1の通り

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)と産業廃棄物(廃プラ)の分別を適切に行い排出量を抑制出来るよう、周知を行っている
②計画 (今後実施する予定の取組)	継続して周知を行い、職員の理解を深める

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の種類は添付資料2の通り 各部署に添付資料2を掲示して周知を行っている
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の種類を増やす予定はない 引き続き周知を行っていく

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

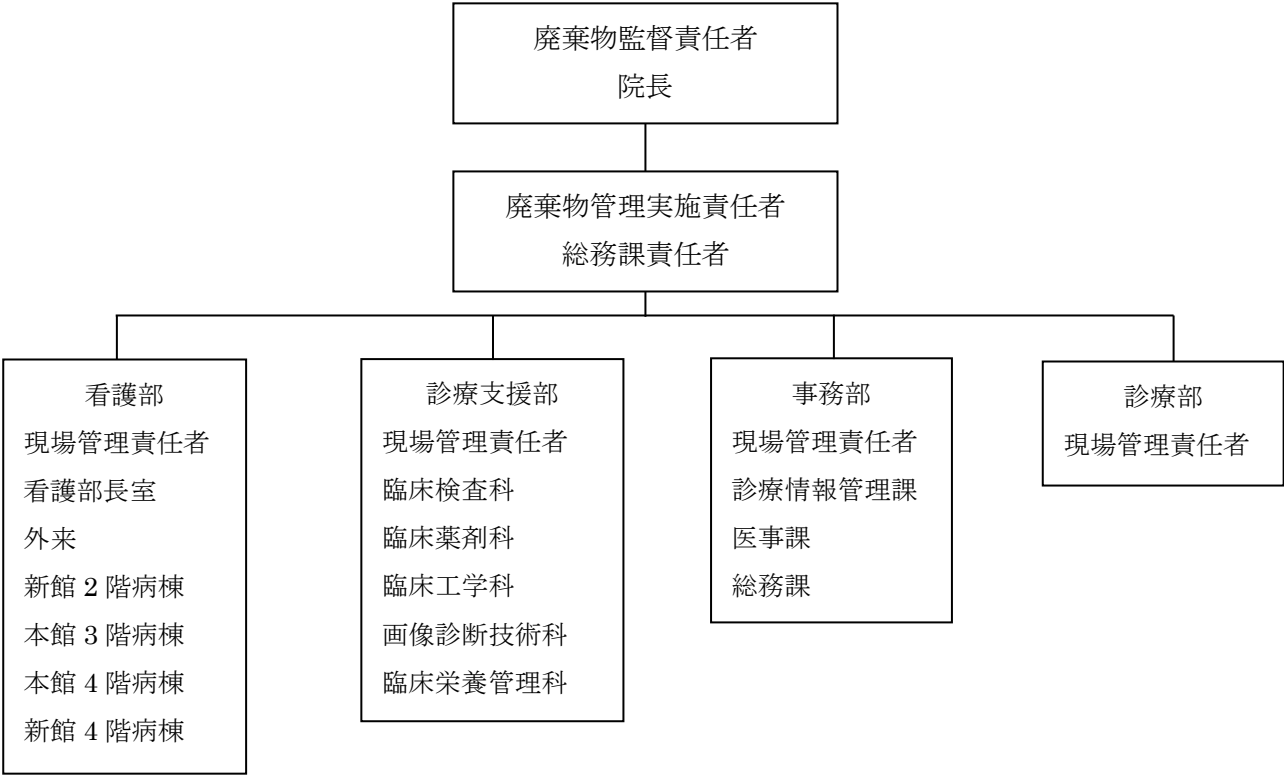
①現状 (これまでに実施した取組)	電子マニフェストの導入 優良認定されている委託先を選定する
②計画 (今後実施する予定の取組)	電子マニフェストのデータを活用して、排出量削減に繋げる

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

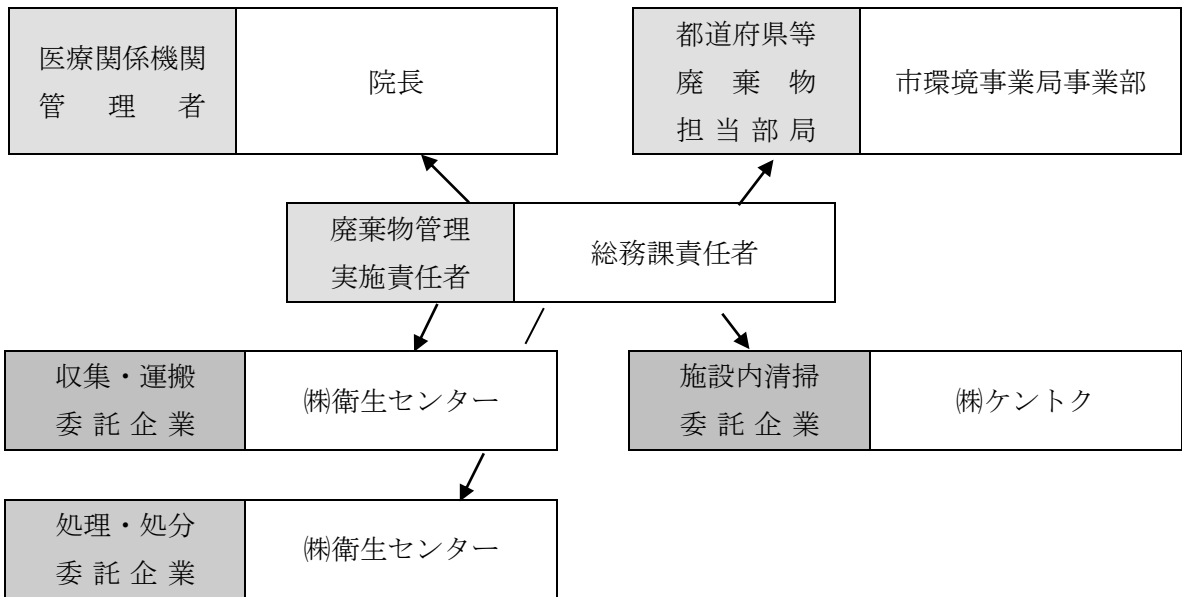
①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	58.47 t
②今後実施する予定の取組等	電子マニフェストのデータを活用して、排出量削減に繋げる

Ⅵ：管理責任者に関する事項

- (1) 管理監督責任者は、院長とする。
- (2) 廃棄物管理実施責任者は、事務部 総務課責任者とする。
- (3) 現場管理実施責任者は、下表のとおり各部署責任者とする。



Ⅶ：緊急時の連絡体制に関する事項



ゴミの分別廃棄（医療行為に伴う廃棄物）

	非感染性廃棄物	感染性廃棄物		その他
内 容	【血液汚染、感染性 薬液の残留がないもの】 ・ <u>医療材料や薬剤の包装</u> ・ 点滴ボトル ・ 注射器、アンプル ・ <u>アルコール綿、ガーゼ</u> ・ <u>ディスポ手袋、エプロン</u> ・ ギプス石膏	【指定の医療廃棄物】 ・ 点滴チューブ類 ・ 血液、感染性排泄物が 付着したおむつ 【血液汚染、感染性 薬液残留があるもの】 ・ 点滴ボトル、注射器 ・ アンプル、バイアル ・ アルコール綿、ガーゼ ・ ディスポ手袋、エプロン	【鋭利な廃棄物】 ・ 注射針 ・ 割れたアンプル、バイアル ・ 注射針回収箱 【造影剤に関わるもの】 ・ 容器のみ個別化して廃棄 * 針などは外す 【抗がん剤に関わるもの】 ・ ボトル、ルート全て廃棄	・ その他
破 棄 方 法	透明ごみ袋に入れて 	 		総務課連絡 
	『非感染ごみ』置き場へ	『メスキュード』庫へ		

P04

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 5月 2日

広島市長

提出者

住所 広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
氏名 医療法人社団 輔仁会 太田川病院
理事長 満田 一博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-220-0221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団 輔仁会 太田川病院
事業場の所在地	広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理 計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	60.7	t
	前年度	60.9	t
委託業者との契約に基づき、マニフェストを利用して処分管理を行っている。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和6)		年度実績										単位:トン/年	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		60.9									60.9				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
	廃酸(金属を含むもの)														
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		60.9	0	0	0	0	0	0	0	0	60.9	0	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		60.7									60.7				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 5月2日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
氏名	医療法人社団 輔仁会 太田川病院
	理事長 満田 一博
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-220-0221
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団 輔仁会 太田川病院
事業場の所在地	広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
計画期間	2026年4月1日から2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	214床
③従業員数	319名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、透析、薬剤部と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄をおこなう。 (20L、50Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が週1回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（7年度）実績量
計画：今年度（8年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	60.9	60									60.9	60	60.9	60						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	60.9	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60.9	60	60.9	60	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各部署で感染系廃棄物を専用容器に入れ一時保管。
 - 2.病院内の職員が各部署から容器を定期的に回収し、鍵付き倉庫に保管。
 - 3.廃棄委託業者が定期的に当院より回収、運搬をおこなう。
 - 4.廃棄業者は最終処分業者へ運搬し最終処分業者が処分をおこなう。
- ※一連の流れはマニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染廃棄物は専用ボックスに排出、非感染性廃棄物は、混入しないように分別して周知徹底をしている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	周知徹底を継続する

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に収納している。専用容器に蓋をした上で専用保管場所に施錠して、廃棄委託業者に回収、運搬を行っている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染を防ぐため、感染BOXに判別し易い目印をつけて廃棄している。委託業者と連携して最善の方法を考えながら回収方法を都度変更し業務をおこなった。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状通り、安全性を維持しながらより安全な方法を見つけられるよう委託業者と連携をとっていく。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	60.9 t
②今後実施する予定の取組等	2023年4月より電子マニフェストを導入

P05

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年4月13日

広島市長

提出者

住所 広島市中区中島町3-30

氏名 医療法人あかね会

理事長 土谷 治子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-9191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人あかね会 大町土谷クリニック
事業場の所在地	広島市安佐南区大町東2-8-35
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	93	t
	前年度	90	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	86									86					
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
	廃酸(金属を含むもの)														
	廃アルカリ(金属を含むもの)														
合計	86	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	89									89					

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年4月13日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区中島町3-30
氏名	医療法人あかね会
理事長	土谷 治子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-243-9191
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和8年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人あかね会 大町土谷クリニック
事業場の所在地	広島市安佐南区大町東2-8-35
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	透析台数210台（入院病床なし） 患者数約370名の外来透析診療所
③従業員数	126名（令和8年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性産業廃棄物焼却処理（処理委託） ⇒溶融（処理委託） ⇒道路路盤強化材等として再利用

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	86	85									86	85								
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	86	85	0	0	0	0	0	0	0	0	86	85	0	0	0	0	0	0	0	0

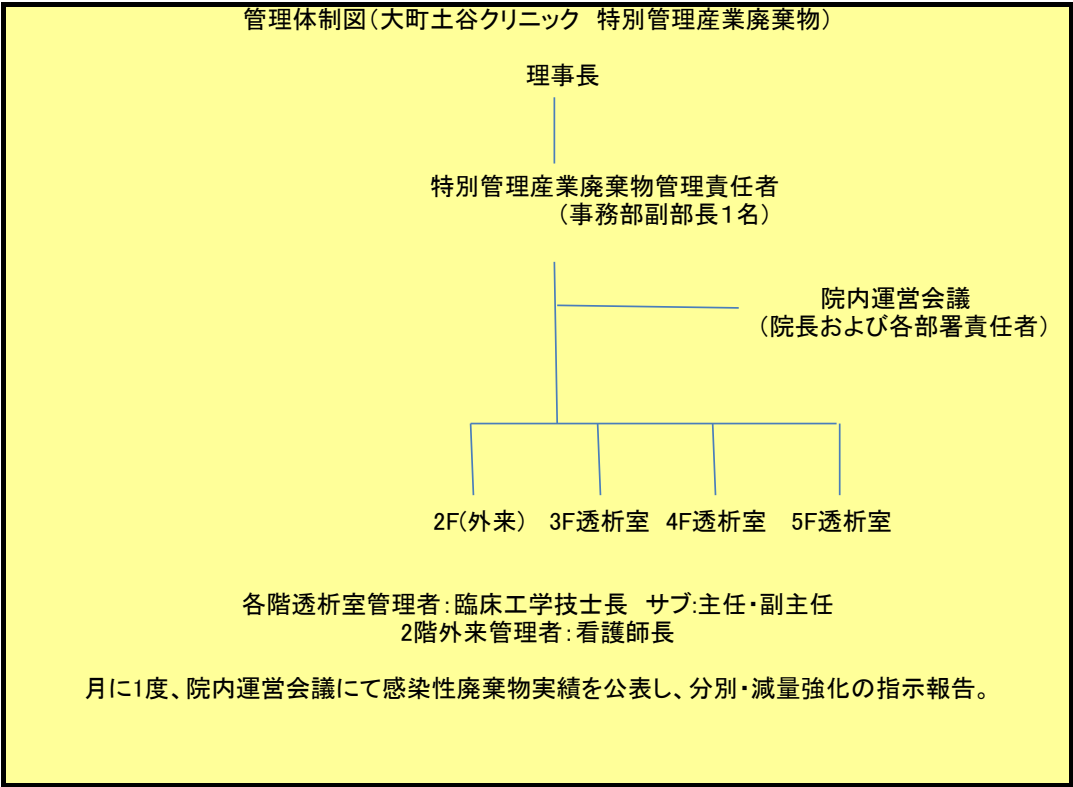
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別の強化(感染・非感染)
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別の強化(感染・非感染) エコペール(廃棄ケース)の最適化による廃棄効率の強化

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	マニフェスト管理の徹底 (令和2年度より電子マニフェスト導入) 最終処分場として、リサイクルまで一貫した管理可能な業者 を 厳選し、処分委託を行っている 年1回、最終処分場にて処理および再生状況等を視察・ 確 認
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	86 t
②今後実施する予定の取組等	

P06		特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書		令和8年6月30日	
広島市長					
提出者					
住所		広島市中区基町10番52号			
氏名		地方独立行政法人広島県立病院機構			
		理事長 栗井 和夫			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
電話番号		082-228-6623			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、				令和 7	年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。					
事業場の名称		県立広島病院			
事業場の所在地		広島市南区宇品神田一丁目 5 番54号			
事業の種類		P83 医療業			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月31日			
電子情報処理組織の使用に関する事項					
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		前々年度	386	t	
		前年度	332.1752	t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)					
委託業者との契約に基づき、電子マニフェストを利用して処分管理を行っている。					
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値					
項目	目標値	項目	目標値		
排出量	t	全処理委託量	t		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量					
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t				
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t		

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和7年度実績)		単位:トン/年											
特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油		3.1752									3.1752	3.1752			
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		329									329				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
合計		332.1752	0	0	0	0	0	0	0	0	332.1752	3.1752	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤				⑩<⑪				
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		381.176									332.1752	3.1752			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月30日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区基町10番52号
氏名	地方独立行政法人広島県立病院機構
	理事長 栗井 和夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-228-6623
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	県立広島病院
事業場の所在地	広島市南区宇品神田一丁目5番54号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	許可病床数 707床
③従業員数	1,594人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託により収集・運搬及び処分

現状：前年度 (7 年度)実績量
計画：今年度 (8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	3.1752	3.1752									3.1752	3.1752	3.1752	3.1752						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	329	329									329	329								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	332.1752	332.1752	0	0	0	0	0	0	0	0	332.1752	332.1752	3.1752	3.1752	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	332.18 t
②今後実施する予定の取組等	

P07

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年5月19日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町10番52号
氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構
理事長 栗井 和夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-228-6623

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	県立二葉の里病院
事業場の所在地	広島市東区二葉の里三丁目1番36号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和8年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	187	t
	前年度	181	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
JWネットの電子マニフェストを使用。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)														単位:トン/年
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油	0.89									0.89	0.89			
廃酸	1.11									1.11	1.11			
廃アルカリ														
感染性産業廃棄物	179									179	179			
特定有害産業廃棄物	廃PCB等													
	PCB汚染物													
	PCB処理物													
	指定下水汚泥													
	鉍さい													
	廃石綿等													
	燃え殻													
	ばいじん													
	廃油(金属を含むもの)													
	汚泥(金属を含むもの)													
廃酸(金属を含むもの)														
廃アルカリ(金属を含むもの)														
合計	181	0	0	0	0	0	0	0	0	181	181	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。														
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦	④<⑤						⑩<⑪			
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)	187									187	187			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月19日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区基町10番52号
氏名	地方独立行政法人広島県立病院機構
	理事長 栗井 和夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-228-6623
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	県立二葉の里病院
事業場の所在地	広島市東区二葉の里三丁目1番36号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数269床
③従業員数	約500人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤課と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄をおこなう。 (20L、50L、70Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠可能な感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が週2〜3回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。 5. 最終処分時(焼却処理時)に発生する熱エネルギーを利用して有機肥料製造を実施している。

現状：前年度（ 年度）実績量
計画：今年度（ 年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	0.89	0.89									0.89	0.89	0.89	0.89						
廃酸	1.11	1.11									1.11	1.11	1.11	1.11						
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	179	179									179	179	179	179						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	181	181	0	0	0	0	0	0	0	0	181	181	181	181	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各部署で感染系廃棄物を専用容器に入れ一時保管。
 - 2.病院内の清掃員が各部署から容器を定期的に回収し、鍵付き倉庫に保管。
 - 3.廃棄委託業者が定期的に当院より回収、運搬をおこなう。
 - 4.廃棄業者が最終処分場へ運搬し、最終処分業者が処分を実施する。
- ※一連の流れはJWネットの電子マニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正な分別仕分けを行うことで、排出量の削減に努めるよう職員に周知している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	【種類】 感染性廃棄物 【分別に関する取組】 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正な分別仕分けを行うことで、排出量の削減に努めるよう職員に周知している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	181 t
②今後実施する予定の取組等	

P08

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年5月25日

広島市長

提出者

住所 広島市中区舟入町3番13号
氏名 医療法人社団 曙会 シムラ病院
理事長 池尻 佑美

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-294-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団 曙会 シムラ病院
事業場の所在地	広島市中区舟入町3番13号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	71.457	t
	前年度	69.369	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	69.369	0	0	0	0	0	0	0	0	69.369	69.369	0	0	0	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計	69.369	0	0	0	0	0	0	0	0	69.369	69.369	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	71.457				0		0	0	0	71.457	71.457	0	0	0	

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月25日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区舟入町3番13号
氏名	医療法人社団 曙会 シムラ病院
	理事長 池尻 佑美
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-294-5151
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団 曙会 シムラ病院
事業場の所在地	広島市中区舟入町3番13号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数：117床
③従業員数	279名（令和8年3月31日時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→保管・運搬→最終処分（工程はすべて委託）

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

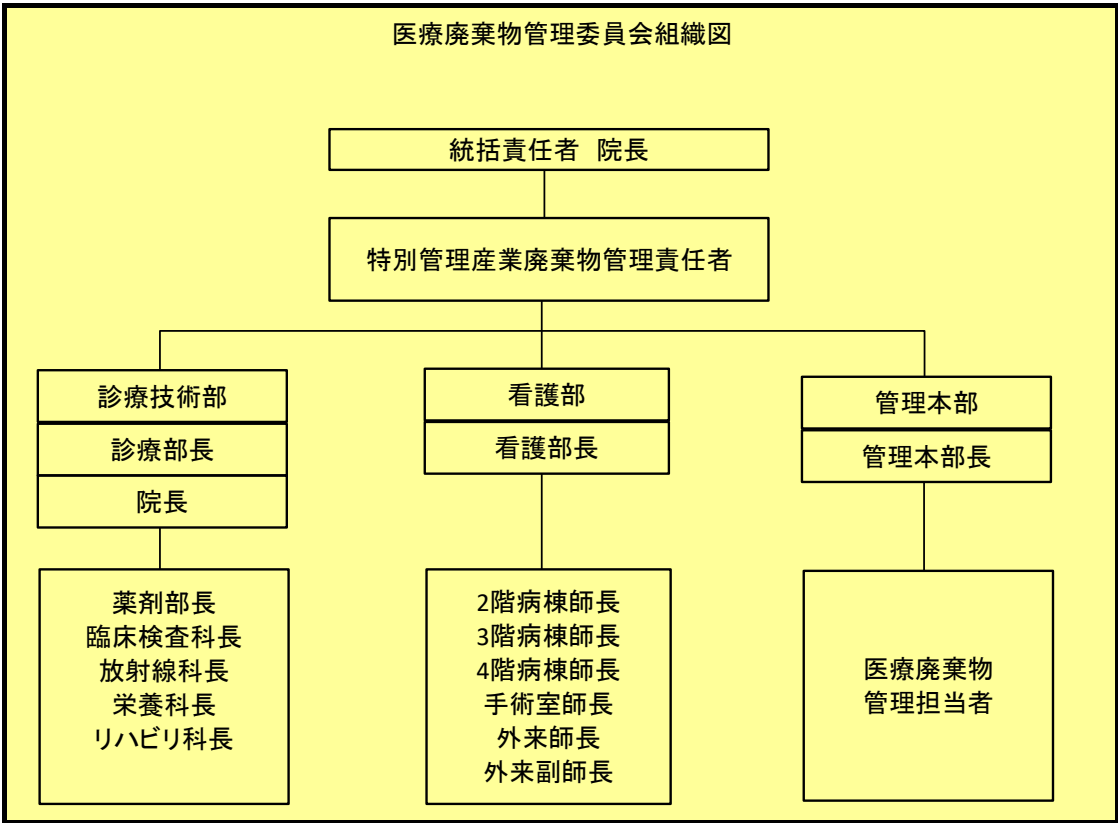
現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	69.369	69.369									69.369	69.369	69.369	69.369						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	69.369	69.369	0	0	0	0	0	0	0	0	69.369	69.369	69.369	69.369	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式
で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物に関しては、専用容器エコペールに入れて 収集・保管しており容器内が7.8割程度になるまで 回収しないようにして、排出の抑制に取り組んでいる。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	年度初めに新入職員向けに廃棄物の分別方法等に関する講習会を行なっている。 また、各部署に廃棄物の分別方法のフローチャート図を配布し 分別の徹底を図っている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託業者には、週2回(月曜日・木曜日)に感染性廃棄物の回収・処分を実施していただいている。 ※祝日などに指定日が重なった場合は、曜日の変更あり
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状通り、委託業者と連携をとりながら廃棄を進めていく。 改善すべき点があれば、その都度、改善していく。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	69.369 t
②今後実施する予定の取組等	現状通り、電子マニフェストを活用し、感染性廃棄物の管理をおこなっていく。

P09

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 6月 5日

広島市長

提出者

住所 広島市中区大手町3丁目4-27

氏名 中国電力(株)中電病院

院長 石橋 克彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-241-8221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2025 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	中国電力(株)中電病院
事業場の所在地	広島市中区大手町3丁目4-27
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	95.5	t
	前年度	95.9	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(2025 年度実績)														単位:トン/年		
特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油																
廃酸																
廃アルカリ																
感染性産業廃棄物		95.9									95.9	95.9				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等															
	PCB汚染物															
	PCB処理物															
	指定下水汚泥															
	鉍さい															
	廃石綿等															
	燃え殻															
	ばいじん															
	廃油(金属を含むもの)															
	汚泥(金属を含むもの)															
廃酸(金属を含むもの)																
廃アルカリ(金属を含むもの)																
合計		95.9	0	0	0	0	0	0	0	0	95.9	95.9	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。																
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤						⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)		90									90	90				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月 5日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市大手町3丁目4-27
氏名	中国電力(株)中電病院
	病院長 石橋 克彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-8221
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中国電力(株)中電病院
事業場の所在地	広島市大手町3丁目4-27
計画期間	2026年4月1日から2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数 248床
③従業員数	300人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「廃棄物処理フロー図」のとおり

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（2025年度）実績量
計画：今年度（2026年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	95.9	90									95.9	90	95.9	90						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	95.9	90	0	0	0	0	0	0	0	0	95.9	90	95.9	90	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)管理責任者:副院長(小出 圭)

マニフェストの管理:事務局総務担当

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物と一般廃棄物および感染性を除く産業廃棄物の仕分けを安全性を重視しながら行い、排出の抑制を図った。
②計画 (今後実施する予定の取組)	前年度に引き続き、感染性廃棄物と一般廃棄物を可能な限り仕分けし排出量の抑制を図る。また、年に一回廃棄物の分別についての教育を行うことにより、職員の意識の向上に努める。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、専用の容器(エコペール)に入れて、蓋をしたうえで、専用保管庫に施錠して保管している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

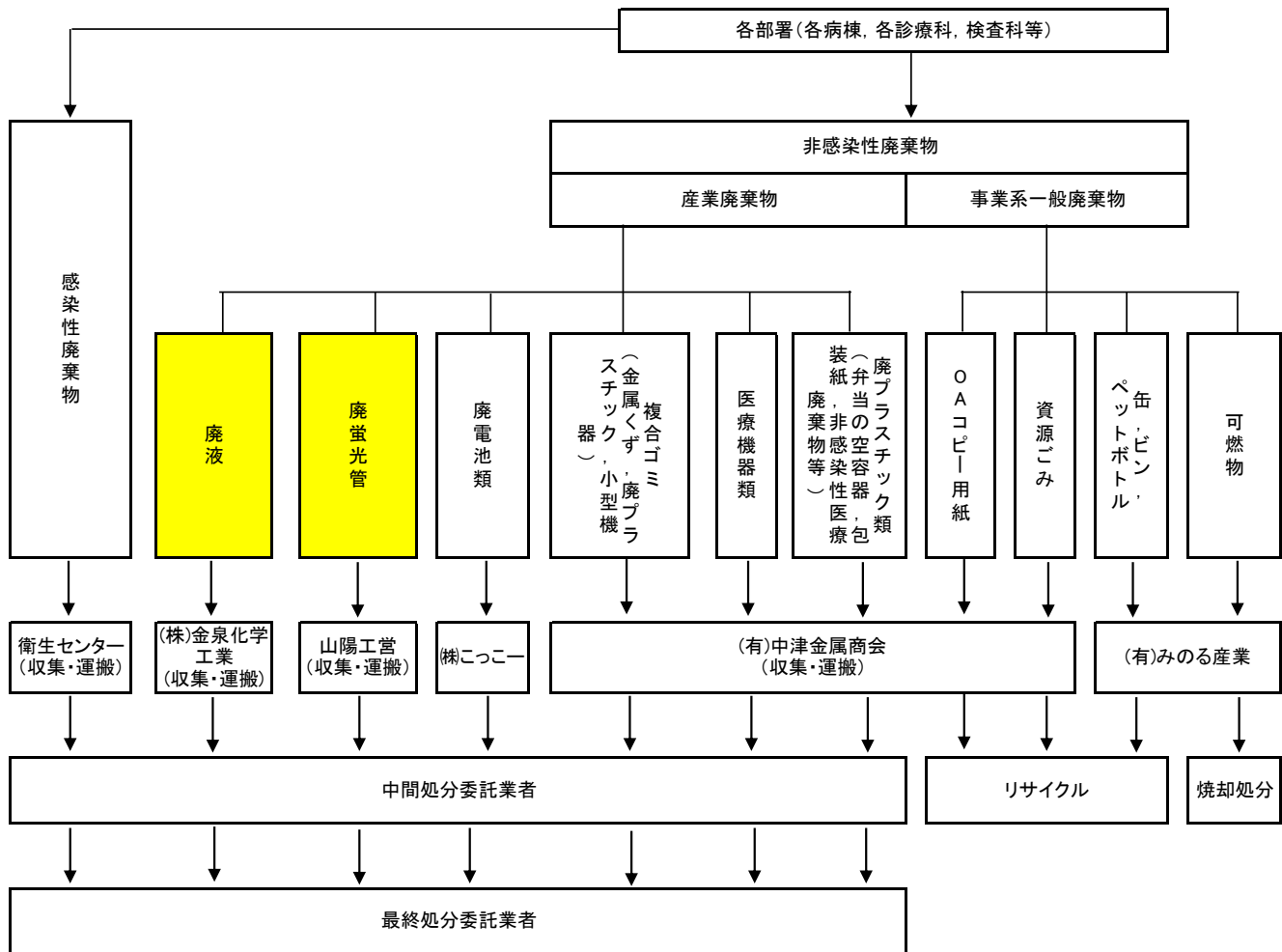
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	週2回(火, 金)の回収に立ち会い, 回収量を受渡確認票2枚(委託先用, 当院用)にそれぞれ記入し実績の把握, 管理をしている。また, マニフェストについては電子マニフェストを活用しており, EDIシステムへ回収の都度, 回収量を登録している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き, 上記内容を継続実施し, 回収量の把握に努める。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	95.9 t
②今後実施する予定の取組等	特別管理産業廃棄物の排出については電子マニフェストで対応する。

廃棄物処理フロー図



※塗りつぶし箇所は紙Manifestによる管理

P10

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年6月26日

広島市長

提出者

住所 広島市中区中島町3番30号

氏名 医療法人あかね会 土谷総合病院

理事長・院長 土谷 治子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-9191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、

2025

年度

の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人あかね会 土谷総合病院			
事業場の所在地	広島市中区中島町3番30号			
事業の種類	P83 医療業			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日			
電子情報処理組織の使用に関する事項				
特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く） （電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）	前々年度	258	t	
	前年度	258	t	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値				
項目	目標値	項目	目標値	
排出量	t	全処理委託量	t	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量				
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量				
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t			

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(2025 年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	253.5									253.5					
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
	廃酸(金属を含むもの)														
	廃アルカリ(金属を含むもの)														
合計	253.5	0	0	0	0	0	0	0	0	253.5	0	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	255									255					

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年6月26日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区中島町3番30号
氏名	医療法人あかね会 土谷総合病院
	理事長・院長 土谷 治子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-243-9191
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人あかね会 土谷総合病院
事業場の所在地	広島市中区中島町3番30号
計画期間	2026（令和8）年4月1日～2027（令和9）年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数 351床
③従業員数	約700名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→最終処分（工程は全て委託している）

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（2025年度）実績量
計画：今年度（2026年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				単位:トン／年		単位:トン／年									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	253.5	250																		
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	253.5	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

--

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	別紙の通り(管理体制図等、別紙をご参照ください)□
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記を今後も継続減量強化の徹底

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の強化(感染・非感染) 感染性産業廃棄物 部署ごとに排出される数量等 チェック・データ管理
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の徹底(感染・非感染) 上記内容を今後も継続 一般ごみ等と感染医療廃棄物との分別実施

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物の特殊性により、 廃棄物の再生利用について行ったことはない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後についても再生利用の予定はない。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら施設を設置し処理はしていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も施設を設置する予定はない。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物の直接埋め立ては 妥当な処理ではないので行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もない。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

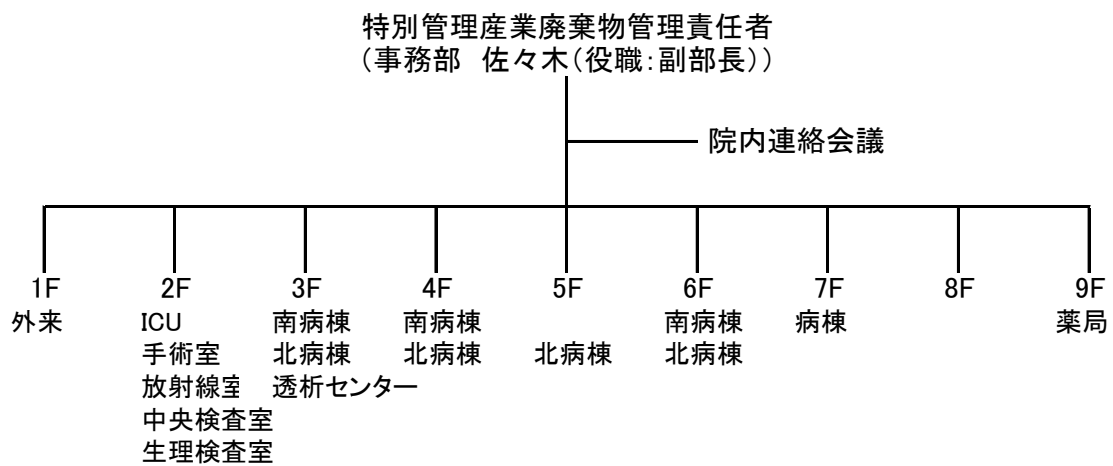
①現状 (これまでに実施した取組)	病院機能評価に準じた廃棄物の取扱 最終処分場として一貫した(リサイクルまで) 管理可能な業者を厳選し、処分委託を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	職員の環境意識向上への取組 分別を徹底していく

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	253.5 t
②今後実施する予定の取組等	継続して電子マニフェストを使用

(別紙)

管理体制図(土谷総合病院 特別管理産業廃棄物)



看護部管理者:看護部長

病棟等管理者:看護師長 サブ:主任・副主任

月に1度、部署ごとの感染性廃棄物実績を集計し、分別・減量強化の指示報告。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市中区中島町3-30

氏名 医療法人あかね会

理事長 土谷 治子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-542-7272

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人あかね会 中島土谷クリニック
事業場の所在地	広島市中区中島町6-1
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	104	t
	前年度	101	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
電子マニフェストの効率的・効果的な運用のため、関連事業者との定期的な業務確認・打合せ等			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	101									101		101			
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
	廃酸(金属を含むもの)														
	廃アルカリ(金属を含むもの)														
合計	101	0	0	0	0	0	0	0	0	101	0	101	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	103									103		103			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月30日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区中島町3-30
氏名	医療法人あかね会
理事長	土谷 治子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-542-7272
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人あかね会 中島土谷クリニック
事業場の所在地	広島市中区中島町6-1
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	透析台数160台、患者数約400名規模の外来透析診療所（入院病床なし）健診センター
③従業員数	約130名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性産業廃棄物 焼却処理（処理委託）→ 溶融（処理委託） → 道路路盤強化材等として再生利用

現状：前年度 (令和7 年度)実績量
計画：今年度 (令和8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	101	100									101	100			101	100				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	101	100	0	0	0	0	0	0	0	0	101	100	0	0	101	100	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

【別紙①】の通り

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別の強化(感染・非感染)
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別の強化(感染・非感染)

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	マニフェスト管理の徹底 適正に処理・管理可能な産業廃棄物処理業者の選定、 及び委託契約内容の適宜確認・見直し
②計画 (今後実施する予定の取組)	マニフェスト管理の徹底 年1回、処理及び再生状況等の視察確認を計画

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	101 t
②今後実施する予定の取組等	引き続き、各種感染症対策を厳格に実施しつつ、日々の業務の中で、感染性廃棄物の分別・削減への取り組みを継続する

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月24日

広島市長 様

提出者

住所 広島市中区千田町2-5-5
氏名 日本赤十字社
中四国ブロック血液センター
所長 芦田 隆司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-241-1311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本赤十字社中四国ブロック血液センター
事業場の所在地	広島市中区千田町2-5-5
事業の種類	製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く) (電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	前々年度	119	t
	前年度	124	t

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産業廃処理計画実施状況報告書)

令和7年度実績															単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
廃油																
廃酸																
廃アルカリ																
感染性産業廃棄物	124									124						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等															
	PCB汚染物															
	PCB処理物															
	指定下水汚泥															
	鉱さい															
	廃石綿等															
	燃え殻															
	ばいじん															
	廃油(金属を含むもの)															
	汚泥(金属を含むもの)															
	廃酸(金属を含むもの)															
	廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計	124	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0	0	0	0		
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。																
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦	④<⑤						⑩<⑪					
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
前年度目標値(前年度計画書数値)	114									114						

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月24日	
広島市長 様	
提出者	
住所	広島市中区千田町2-5-5
氏名	日本赤十字社 中四国ブロック血液センター
所長 芦田 隆司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-1311
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本赤十字社中四国ブロック血液センター
事業場の所在地	広島県広島市中区千田町2-5-5
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E32 その他の製造業
②事業の規模	10,014,530,588円（令和7年度供給原価）
③従業員数	159名（令和8年6月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部門の感染性廃棄物を感染性廃棄物集積所に保管。 処理委託業者に引き渡し焼却後、埋立処分。

現状：前年度 (令和7 年度)実績量
計画：今年度 (令和8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	124	124									124	124								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	124	124	0	0	0	0	0	0	0	0	124	124	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

「別添資料」のとおり

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

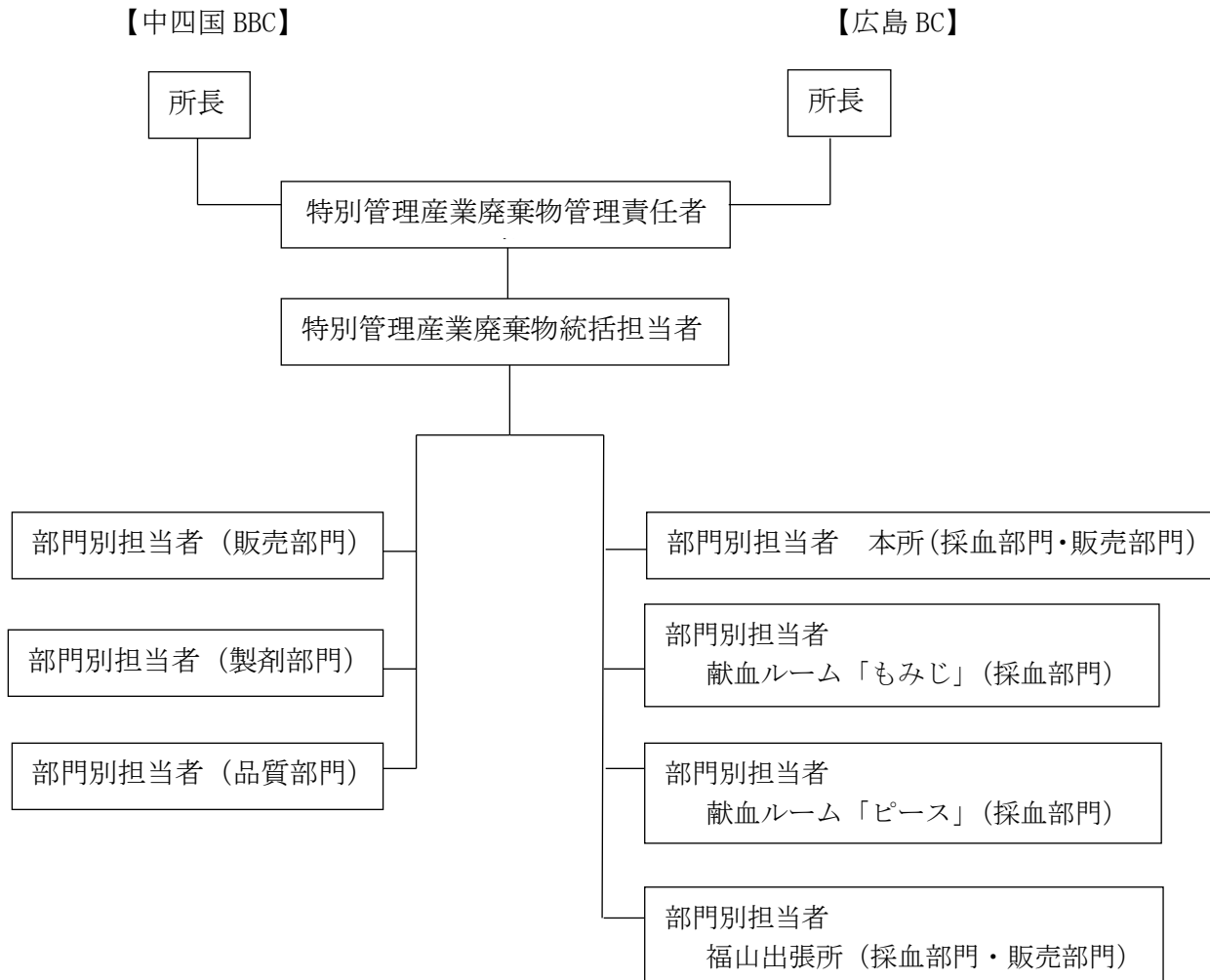
①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	124 t
②今後実施する予定の取組等	

3. 管理体制

3. 1 組織

合同社屋内における感染性廃棄物管理のため以下の組織体制とする。

1. 管理組織体系図



3. 2 職務

(1) 事業者【合同社屋内センター所長】

感染性廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を任命する。なお、任命要件として、特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を受講し、修了証を交付されたものの中から任命する。

排出される感染性廃棄物が、適正に処理、処分されていることを特別管理産業廃棄物管理責任者から報告を受け確認する。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、管理責任者という。）

合同社屋内センターから排出される感染性廃棄物の管理、処理に関するすべての作業を統括し、感染性廃棄物処理に関する一連の作業が適切に実施されたことを事業者へ報告する。また、感染性廃棄物に係る諸問題が発生した場合、関連課を招集し、討議するよう特別管理産業廃棄物統括担当者に指示する。

(3) 特別管理産業廃棄物統括担当者（以下、統括担当者という。）【総務企画課長】

委託業者と契約を結び、委託業者からの処理報告、処理状況を確認し、調整等を行う。

産業廃棄物管理表（マニフェスト）、記録、契約書等を処理・保管する。

関係法令等で定められている計画、届出、変更、報告書を作成し、関係行政機関に提出する。情報収集に努め的確な情報を各関係部門に提供し、これらの業務をブロックセンターの事務責任者が統括する。

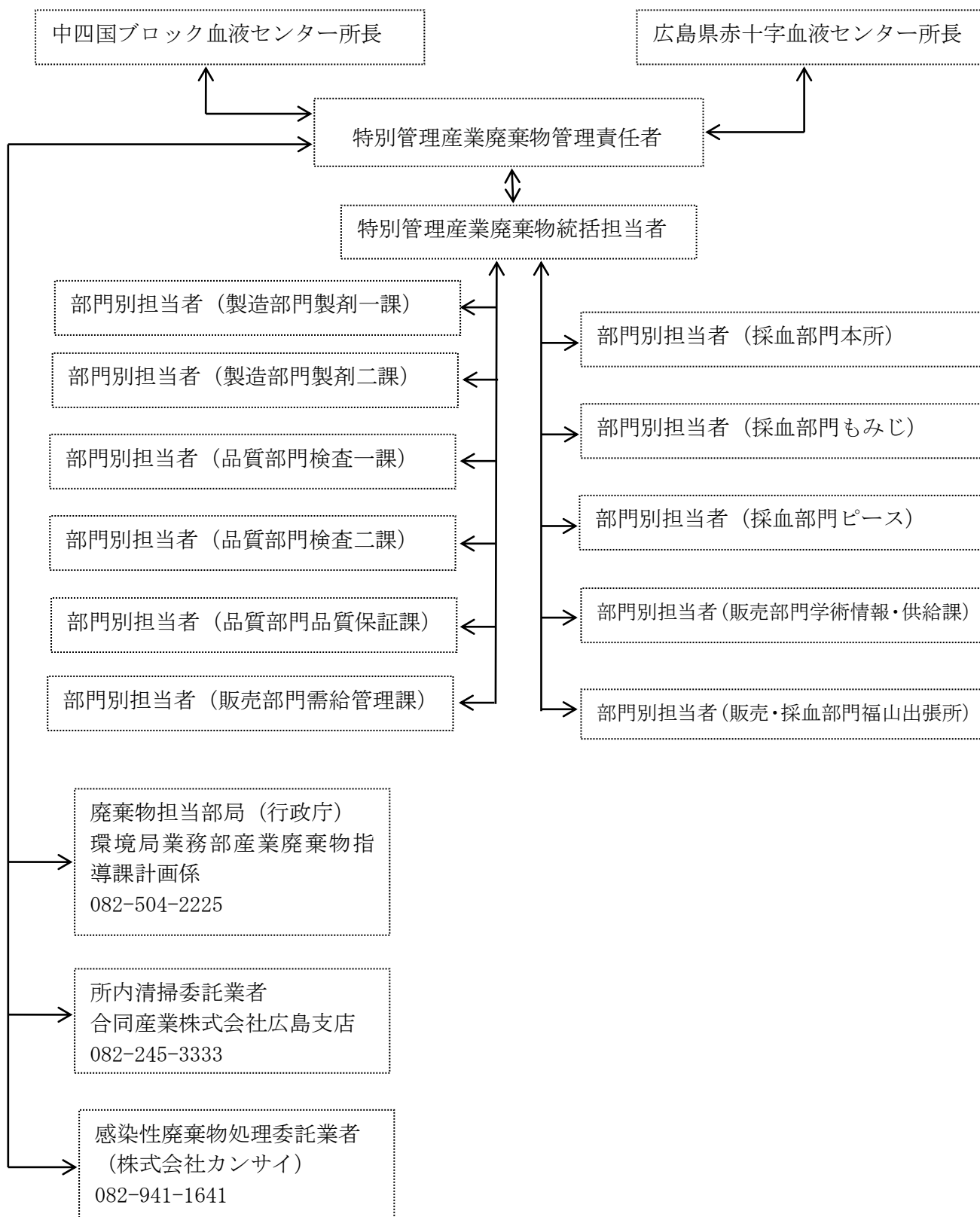
(4) 部門別担当者【各課の課長】

各課で排出された感染性廃棄物を適正に分別、梱包、保管、運搬等の処理に責任を持ち、環境の保全に努め、資源化・減量化を図るよう職員に教育指導をする。

感染性廃棄物の飛散、流出、感染事故等が発生した場合は、速やかに統括担当者及び管理責任者に報告する。

3. 3 緊急連絡体制

感染性廃棄物の取扱に際し事故が発生した場合には、下記に記す連絡体制に従い報告するとともに、指示を受けるものとする。



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月17日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区海老山7番10号

氏名 医療法人社団一陽会 原田病院

院長 山下 和臣

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-923-5161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団一陽会 原田病院
事業場の所在地	広島市佐伯区海老山7番10号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	143.394	t
	前年度	134.127	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和7年度実績)		単位:トン/年											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油															
廃酸															
廃アルカリ		0.012									0.012				
感染性産業廃棄物		134.115									134.115				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		134.127	0	0	0	0	0	0	0	0	134.127	0	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		142									142				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月17日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市佐伯区海老山7番10号
氏名	医療法人社団一陽会 原田病院
	院長 山下 和臣
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-923-5161
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団一陽会 原田病院
事業場の所在地	広島市佐伯区海老山7番10号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病棟数：120床、透析ベット数：93床
③従業員数	367名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→最終処分（工程はすべて委託している）

現状：前年度 (令和7年度)実績量
計画：今年度 (令和8年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸	0.012	0.012									0.012	0.012								
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	134.115	134									134.115	134								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	134.127	134.012	0	0	0	0	0	0	0	0	134.127	134.012	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- ・一陽会:廃棄物等管理規定による。
- ・管理責任者(院長)→管理担当者(施設管理)→取扱責任者

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃棄物等管理規定に基づく廃棄物分類表にて医療廃棄物の感染性・非感染性の適切な分類により排出抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項 ①現状と同じ
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状行っていない。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・医療廃棄物の安全な処理の為、特別産業廃棄物は業者に年間委託し、専用容器は各部署に配置し定期的に回収交換を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	134.13 t
②今後実施する予定の取組等	・計画の予定はありません。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年4月20日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区坪井三丁目818番地の1

氏名 医療法人ピーアイエー

理事長 中村友美

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-923-8333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人ピーアイエー ナカムラ病院
事業場の所在地	広島市佐伯区坪井三丁目818番地の1
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	57.249	t
	前年度	90.776	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
2017年より電子マニフェストを導入済			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位:トン/年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー:赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
$$\textcircled{4} < \textcircled{5}$$

Page 10 of 10

--	--

	(
--	---

< 11	
--------	--

--	--

--	--

目標項目

排出量

自ら熱回収
を行う産業廃
棄物の量

	現

ら中間処 により減量 る産業廃 棄物の量	用 廃 (
-------------------------------	-------------

ら再生利 行う産業 棄物の量 告書項目 (⑦+⑧)	自 分 投 行 :
---------------------------------------	-----------------------

埋立処 又は海洋 処分を 産業廃 物の量	全
----------------------------------	---

委託 代理 量	優 理 処
---------------	-------------

認定処 者への 委託量	再生 者ハ 登
-------------------	---------------

熱回 業者 理	利用業 の処理 耗量
---------------	------------------

認定 の処 託量	熱回 業者 熱回 業者 理
----------------	---------------------------

認定
外の
を行う
の処
理量

前年度目標値(前年度計画書数値)

60

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年4月20日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 - 1
氏名	医療法人ピーアイエー
	理事長 中村友美
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0 8 1 - 9 2 3 - 8 3 3 3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人ピーアイエー
事業場の所在地	広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 - 1
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	ナカムラ病院 2 6 0 床（重度認知症患者デイ・ケア 2 5 名） 介護医療院ひいろ 1 5 0 床 介護老人保健施設まいえ 9 6 名
③従業員数	4 1 5 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→中間処理（焼却）→最終処分（工程は全て委託している）

現状：前年度 (7 年度)実績量
計画：今年度 (8 年度)計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	90.776	95									90.776	95	90.776	95						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	90.776	95	0	0	0	0	0	0	0	0	90.776	95	90.776	95	0	0	0	0	0	0

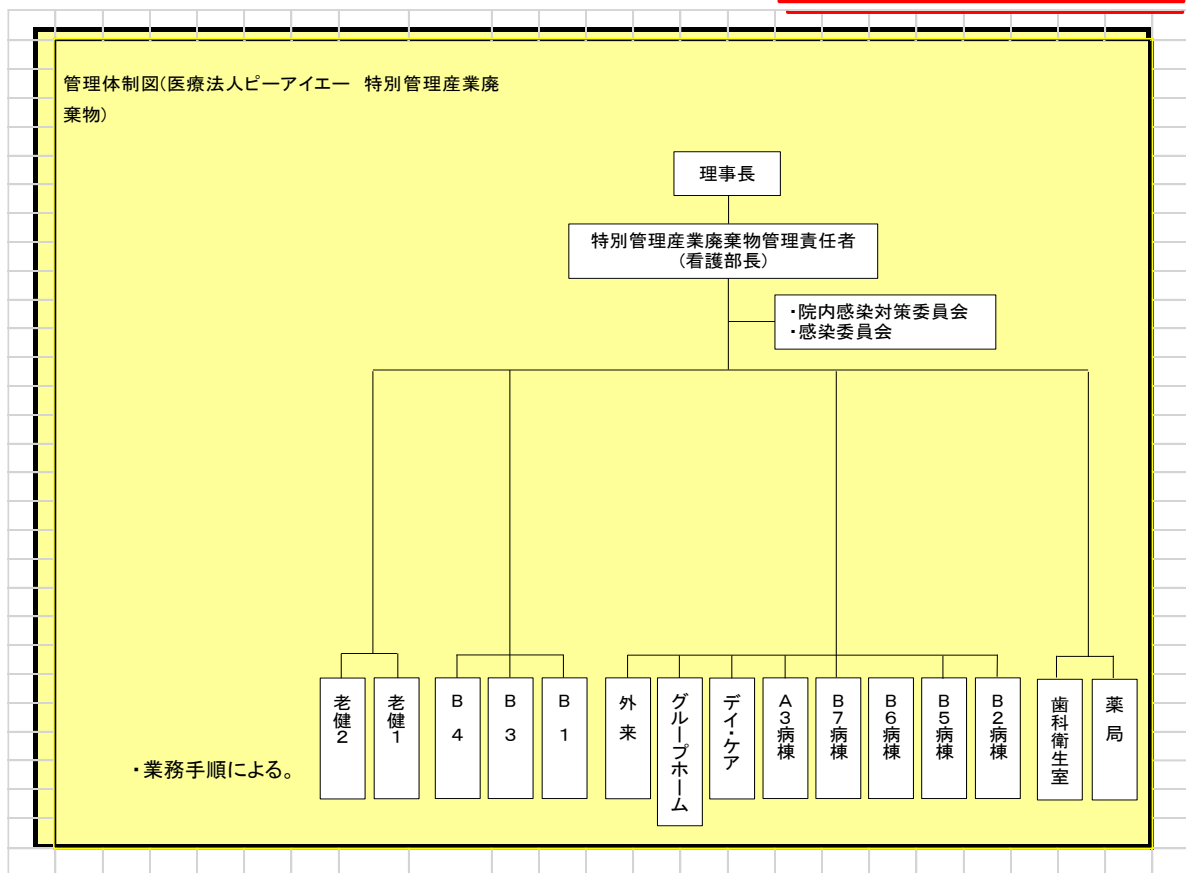
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃棄物等管理規定に基づく廃棄物分類表にて医療廃棄物の感染性・非感染性の適切な分類により排出抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項 ①現状と同じ
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状行っていない。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・医療廃棄物の安全な処理のため、特別産業廃棄物は業者に年間委託し、専用容器は各部署に配置し定期的に回収交換を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	90.776 t
②今後実施する予定の取組等	・計画の予定はありません。

P15

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年6月5日

広島市長

提出者

住所 広島市中区本川町1-4-3

氏名 広島記念病院

病院長 宮本 勝也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-292-1271

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院		
事業場の所在地	広島市中区本川町1-4-3		
事業の種類	P83 医療業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025/4/1～2026/3/31		
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	165.2	t
	前年度	175	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位:トン/年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー: 赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
$$\textcircled{4} < \textcircled{5}$$

--	--

--	--

	(
--	---

≤ 11	
-----------	--

--	--

--	--

--	--

目標項目

排出量



目ら熱回収
行う産業廃
棄物の量

	環
--	---

ら中間処 により減量 る産業廃 棄物の量	用 廢 (
-------------------------------	-------------

再生利 行う産業 棄物の量 告書項目 ⑦十⑧)	自 分 投 行 :
-------------------------------------	-----------------------

埋立処 又は海洋 処分を 産業廃 物の量	全
----------------------------------	---

委託 代理 量	優 理 処
---------------	-------------

認定処 者への 委託量	再生 者ハ 登
-------------------	---------------

熱回 業者 理	利用業 の処理 託量
---------------	------------------

認定 の処 託量	熱回 業者 熱回 業者 理
----------------	---------------------------

認定
外の
を行う
の処
置量

前年度目標値(前年度計画書数値)

171.2

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年6月5日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区本川町1-4-3
氏名	広島記念病院
	病院長 宮本 勝也
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-292-1271
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院
事業場の所在地	広島市中区本川町1-4-3
計画期間	2026/4/1～2027/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	200
③従業員数	301
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物は外来、病棟、OP室、検査室、薬剤科と各部署ごとに専用容器(20ℓ、50ℓ)に破棄し保管している。 2. 容器は清掃委託業者が定時回収し、感染性廃棄物倉庫にて保管。 3. 毎週火曜、金曜に回収し処分場へ運搬。

現状：前年度 (2025 年度)実績量
計画：今年度 (2026 年度)計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				単位:トン/年 自ら行う埋立処分等に関する事項		単位:トン/年 処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を 行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回 収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	1.5	1.4									1.5	1.4	1.5	1.4						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	164.3	163									164.3	163	164.3	163						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	165.8	164.4	0	0	0	0	0	0	0	0	165.8	164.4	165.8	164.4	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

提出済み書類参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃棄ボックス一般ごみ混入の注意喚起
②計画 (今後実施する予定の取組)	注意喚起の継続

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	注意喚起張り紙の設置
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	検討中

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	改修前、回収後の数量確認
②計画 (今後実施する予定の取組)	検討中

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	165.8 t
②今後実施する予定の取組等	

P16		特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書		2026年6月12日	
広島市長					
提出者					
住所		広島市安佐南区中須2丁目20-20			
氏名		広島医療生活協同組合 広島共立病院 院長 村田裕彦			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
電話番号		082-879-1111			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、				令和7	年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。					
事業場の名称		広島医療生活協同組合 広島共立病院			
事業場の所在地		広島市安佐南区中須2丁目20-20			
事業の種類		医療			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		2025年4月1日～2026年3月31日			
電子情報処理組織の使用に関する事項					
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		前々年度	145	t	
		前年度	144	t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)					
令和6年度電子マニュフェスト開始した。					
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値					
項目	目標値	項目	目標値		
排出量	t	全処理委託量	t		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量					
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t				
熱回収を行う業者への 処理委託量	t				

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位:トン/年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー: 赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
$$\textcircled{4} < \textcircled{5}$$

--	--

--	--

	(
--	---

≤ 11	
-----------	--

--	--

--	--

--	--

目標項目

排出量

--	--

自ラ熱回収

--	--

ら中間処	
------	--

再生利	自
-----	---

。埋立処	全
------	---

理委託	優
-----	---

認定処	再生
-----	----

業用	回熱
----	----

認定	熱回
----	----

認定

前年度目標値(前年度計画書数値)

142.191

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年6月12日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市安佐南区中須2丁目20-20
氏名	広島医療生活協同組合 広島共立病院 院長 村田裕彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-879-1111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島医療生活協同組合 広島共立病院
事業場の所在地	広島市安佐南区中須2丁目20-20
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 186床
③従業員数	394人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室など各職場に専用容器を使用して保管、廃棄を行う。 (20L, 50L, 70Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 収集運搬委託業者が週2回回収を行い、委託先にて保管管理を行う。 4. 中間処理委託業者（収集運搬委託業者と同じ）の施設にて焼却を行う。 5. 中間処理委託業者が最終処分委託業者へ運搬し、委託先にて保管管理を行う。 6. 最終処分委託業者が埋め立てを行う。

現状：前年度 (令和7 年度)実績量
計画：今年度 (令和8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	0.227	0.2									0.227	0.2	0.227	0.2						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	143.493	142									143.493	142	143.493	142						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	143.72	142.2	0	0	0	0	0	0	0	0	143.72	142.2	143.72	142.2	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各職場で専用容器に入れ、一時保管管理を行う。
- 2.各職場の職員や、病院内の清掃員が各部署から容器を定期的に回収し施設できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。
- 3.収集運搬委託業者が定期的に回収運搬し、委託先にて保管管理を行う。
- 4.中間処理委託業者が焼却し、委託先にて保管管理を行う。
- 5.最終処分場へ運搬し、最終処分委託業者が処分を実施する。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染症の蔓延とはならず、廃棄物量は昨年度とあまり変わらなかった。
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別の周知を行い、少しでも排出量を減らす努力を継続する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組み: 感染が予想されるものとそうでないものを分別して廃棄を行った。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組み: 適切な廃棄をするために周知徹底

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	週2回専門業者による回収、処分を実施している。 特に問題なく連携をとり柔軟な対応をしてもらっている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状通り、委託業者と連携を取り、安全性を維持しながら廃棄を進めていく

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	143.7 t
②今後実施する予定の取組等	

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年5月26日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区五日市町下河内188-6

氏名 医療法人和同会 広島グリーンヒル病院
理事長 高橋 幹治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-929-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人和同会 広島グリーンヒル病院
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町下河内 1 8 8 - 6
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理 計画における計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	71.875	t
	前年度	78.645	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
電子マニフェストの効率的・効果的な運用のため、 関連事業者との業務確認・打合せ等を実施している。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	78.645									78.645	78.645				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計	78.645	0	0	0	0	0	0	0	0	78.645	78.645	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	70									70	70				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年5月26日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市佐伯区五日市町下河内188-6
氏名	医療法人和同会 広島グリーンヒル病院
	理事長 高橋 幹治
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-929-1110
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人和同会 広島グリーンヒル病院
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町下河内 1 8 8 - 6
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	医療療養：150床 介護医療院：150床 介護老人保健施設：100床 在宅サービス介護事業所他
③従業員数	371名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場 医療法人和同会 広島グリーンヒル病院 ↓ 収集運搬業者 株式会社衛生センター ↓ 中間処理業者（焼却） 株式会社衛生センター ↓ 最終処分業者（埋立） 株式会社環境クリーン 公益財団法人 岡山県環境保全事業団

現状：前年度 (令和7 年度)実績量
計画：今年度 (令和8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	78.645	75									78.645	75	78.645	75						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	78.645	75	0	0	0	0	0	0	0	0	78.645	75	78.645	75	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙管理体制図 参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	職員研修の実施、出勤及び退勤時には必ず手指消毒を行い、菌を持ち込まない、持って帰らないを周知し、感染拡大防止を図り、個人防護具等の使用量減少に取り組み、感染用ダンボールのサイズ見直し等排出方法の改善を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記取組みは継続して行い、廃棄物分類表にて適切な分類を周知し排出抑制及び排出方法の改善を行う。また、年間の排出量を全体に周知することで意識の向上を図る。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物について、全ての注射針、MRSA・多剤耐性緑膿菌等の汚染物(点滴バック他含む)はメスキュード(エコペール20L若しくは50L)、血液・浸出液等の付着したガーゼ等は感染用段ボール(45L,60L,100L)、非感染性廃棄物と分けて区別できるよう、病棟では区別用写真を提示して取り組んでいる。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記の通り分別を強化し、新たな感染廃棄物等が発生した際には、マニュアルを都度変更する。 新入職、中途職員においては随時説明を行い周知する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

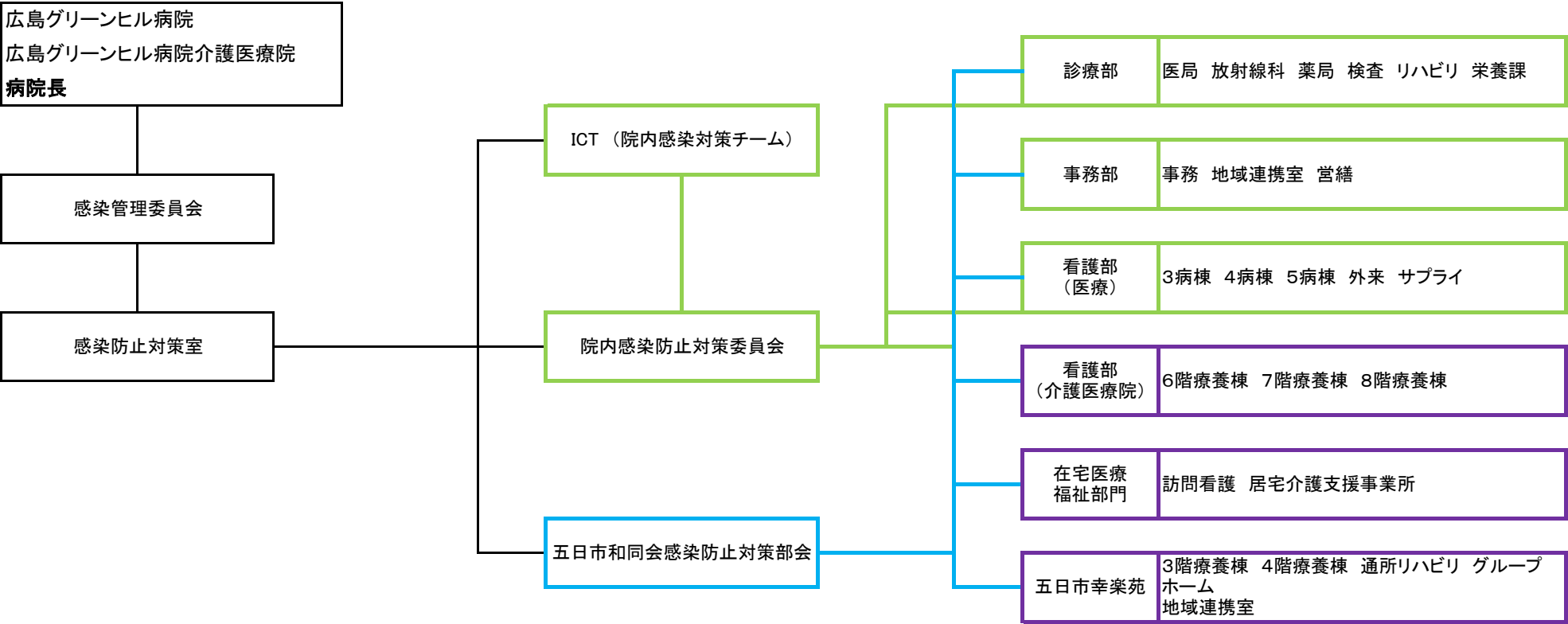
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	事業所より排出した感染性廃棄物の収集運搬及び処分状況が明確に分かる電子マニフェストを導入しており、優良認定業者である委託先を選定。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き電子マニフェストを活用し、処分状況の確認と管理を行う。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	78.645 t
②今後実施する予定の取組等	電子マニフェストを導入しており、今後も継続する。

管理体制図



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年 5月 18日

広島市長

提出者

住所 広島市中区千田町2丁目5番5号

氏名 広島県赤十字血液センター

所長 坂井 晃

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-241-1246

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	広島県赤十字血液センター
事業場の所在地	広島市中区千田町2丁目5番5号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	51	t
	前年度	52	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
なし			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙6のとおり		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特産産廃処理計画実施状況報告書)

		令和7年度実績														単位:トン/年
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油																
廃酸																
廃アルカリ																
感染性産業廃棄物		52									52	52				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等															
	PCB汚染物															
	PCB処理物															
	指定下水汚泥															
	鉱さい															
	廃石綿等															
	燃え殻															
	ばいじん															
	廃油(金属を含むもの)															
	汚泥(金属を含むもの)															
廃酸(金属を含むもの)																
廃アルカリ(金属を含むもの)																
合計		52	0	0	0	0	0	0	0	0	52	52	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。																
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)		52									52	52				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 5月 18日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区千田町2丁目5番5号
氏名	広島県赤十字血液センター
	所長 坂井 晃
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-1246
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島県赤十字血液センター
事業場の所在地	広島市中区千田町2丁目5番5号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	採血ベッド58台（本所移動採血車17台、紙屋町出張所20台、本通出張所17台、福山出張所移動採血車4台）
③従業員数	175名（令和8年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	移動採血車、紙屋町出張所、本通出張所及び福山出張所移動採血車の感染性廃棄物を感染性廃棄物集積場所に保管、処理委託業者に引き渡し焼却後、埋立処分。

現状：前年度 (令和7 年度)実績量
計画：今年度 (令和8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	52	52.5									52	52.5	52	52.5						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	52	52.5	0	0	0	0	0	0	0	0	52	52.5	52	52.5	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙管理規程に基づき運用している。(別紙のとおり)

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	当事業所は、輸血用血液の安定供給を目標としているため、不必要な輸血を行うことがないように医療機関に適正使用の働きかけを行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	医療機関に対し、継続して適正使用の働きかけを行う。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	(種類) 採血針、検査廃液、採血後に生じる資材、ガーゼ、消毒用綿花、手袋 (分別に関する取組) 鋭利物、液状物、固形物に分別し、それぞれに専用容器を決めている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状どおり。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	対象外
②計画 (今後実施する予定の取組)	対象外

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	対象外
②計画 (今後実施する予定の取組)	対象外

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	対象外
②計画 (今後実施する予定の取組)	対象外

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託業者の現場を年1回現地視察する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	委託業者の現場を年1回現地視察する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52 t
②今後実施する予定の取組等	

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年 5月11日

広島市長

P19

提出者

住所 広島県広島市南区元宇品町26-20

氏名 医療法人和同会 広島シーサイド病院

理事長 高橋 幹治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-255-1010

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人和同会 広島シーサイド病院
事業場の所在地	広島県広島市南区元宇品町26-20
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	127.6062	t
	前年度	131.3292	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

		(令和7)		年度実績										単位:トン/年	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別管理産業廃棄物の種類		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		131.3292									131.3292	131.3292			
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		131.3292	0	0	0	0	0	0	0	0	131.3292	131.3292	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		120									120	120			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 5月11日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市南区元宇品町26-20
氏名	医療法人和同会 広島シーサイド病院
	理事長 高橋 幹治
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-255-1010
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人和同会 広島シーサイド病院
事業場の所在地	広島県広島市南区元宇品町26-20
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	医療病棟：183床 介護医療院：147名
③従業員数	330名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業場 医療法人和同会 広島シーサイド病院 ↓ 収集運搬業者 株式会社 衛生センター ↓ 中間処理業者 株式会社 衛生センター ↓ 最終処分業者 株式会社 衛生センター

現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				単位:トン/年 自ら行う埋立処分等に関する事項		単位:トン/年 処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	131.3292	130									131.3292	130	131.3292	130						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	131.3292	130	0	0	0	0	0	0	0	0	131.3292	130	131.3292	130	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙管理体制図 参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	フロアごとに定期的な換気及び消毒作業を行い、院内環境の衛生維持に努めている。また、職員については、出勤時及び退勤時に必ず手指の消毒を実施し、ウイルスの拡散防止を徹底している。面会者に対しては、面会人数及び面会時間の制限を設けけるとともに、来院時にはマスクの着用、手指の消毒、体温測定を依頼している。さらに、病室入室前にも再度手指の消毒を徹底してもらうことで、院内への菌の持ち込み防止に取り組んでいる。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も現在実施している換気・消毒の徹底や職員・面会者への感染対策を継続し、特別管理産業廃棄物の排出の抑制に努める。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、病院内で使用したメスや注射針等の鋭利物は、バイオハザードマークを表示した蓋付のプラスチック容器に入れ廃棄している。また、使い捨て手袋やガーゼ等の非鋭利物については、ポリ袋に入れたうえで、バイオハザードマークを表示したダンボール箱に入れて廃棄している。そして、非感染性廃棄物については、輸液ボトルや輸液パック等血液の付着がないものは、ポリ袋に入れて結束バンドで封をしたうえで廃棄している。さらに、分別方法に誤りが生じないよう、各フロアに分別方法の詳細を記載した写真付きの掲示物を設置し、職員への周知徹底を図っている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	新入職員及び中途職員においては随時説明を行い、新たな感染性廃棄物や非感染性廃棄物が発生した場合には、マニュアルをその都度更新し、速やかに周知する。さらに、分別誤りを防止する為に、各フロアに分別方法の詳細を記載した写真付きの掲示物を設置し、適切な分別の徹底を図る。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物及び非感染性廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分の全工程を株式会社 衛生センターへ委託し、契約に基づき適正に実施している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き現行の委託内容を継続する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	131.33 t
②今後実施する予定の取組等	引き続き電子マニフェストを利用する。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月8日

広島市長

P20

提出者

住所 広島市中区基町7番33号
氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市立広島市民病院
病院長 松川 啓義

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-221-2291（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院
事業場の所在地	広島市中区基町7番33号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	1308.961	t
	前年度	1306.898	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組） 電子マニフェストの使用により、事務処理の効率化を図った。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

(廢棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位・トン／年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー: 赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
$$\textcircled{4} < \textcircled{5}$$

--	--

--	--

	(
--	---

≤ 11	
-----------	--

--	--

--	--

--	--

目標項目

排出量

自ら熱回収
行う産業廃
棄物の量

[illegible]

ら中間処 により減量 る産業廃 棄物の量	月 月 (
-------------------------------	-------------

ら再生利 を行う産業 棄物の量 告書項目 ②+⑧)	目 分 担 行
---------------------------------------	------------------

埋立処 又は海洋 入処分を 産業廃 物の量	全
-----------------------------------	---

委託 理量	優 理 処
----------	-------------

認定処 者への 委託量	再生 者 量
-------------------	--------------

業 の 利 用 量	回 熱 業 者 理
-----------------------	-----------------------

認定 の処 託量	熱回 業者 熱回 業者 理
----------------	---------------------------

認定
外の
を行う
の処
置量

前年度目標値(前年度計画書数値)

1309 061

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月8日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区基町7番33号
氏名	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院 病院長 松川 啓義
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-221-2291 (代表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院
事業場の所在地	広島市中区基町7番33号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	1 病床数：743床 2 診療科目：37科 3 患者数：入院患者延数 205,613人、外来患者延数 388,492人（令和6年度）
③従業員数	2,040人（内、非常勤及び臨時職員269人）（令和8年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性医療廃棄物及び可燃性廃油については、委託業者が収集・運搬の上、焼却処理している。処理の工程は、別表1のとおり。

現状：前年度 (7 年度)実績量
計画：今年度 (8 年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	2,948	2,948									2,948	2,948								
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	1303.95	1303.95									1303.95	1303.95								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	1306.898	1306.898	0	0	0	0	0	0	0	0	1306.898	1306.898	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別表2のとおり。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	点滴の針は感染性医療廃棄物として廃棄しているが、本体部分に関しては、廃プラスチック類収集運搬業務として廃棄することで排出量の抑制に務めた。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物は、バイオハザードマークが貼付された専用容器に収納されている。ただし、使用済み紙おむつについては、広島市のゴミ分別基準に基づき可燃ごみとして排出している。 可燃廃液(キシレン、ホルマリン)は、一斗缶等の空き容器に収納されている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

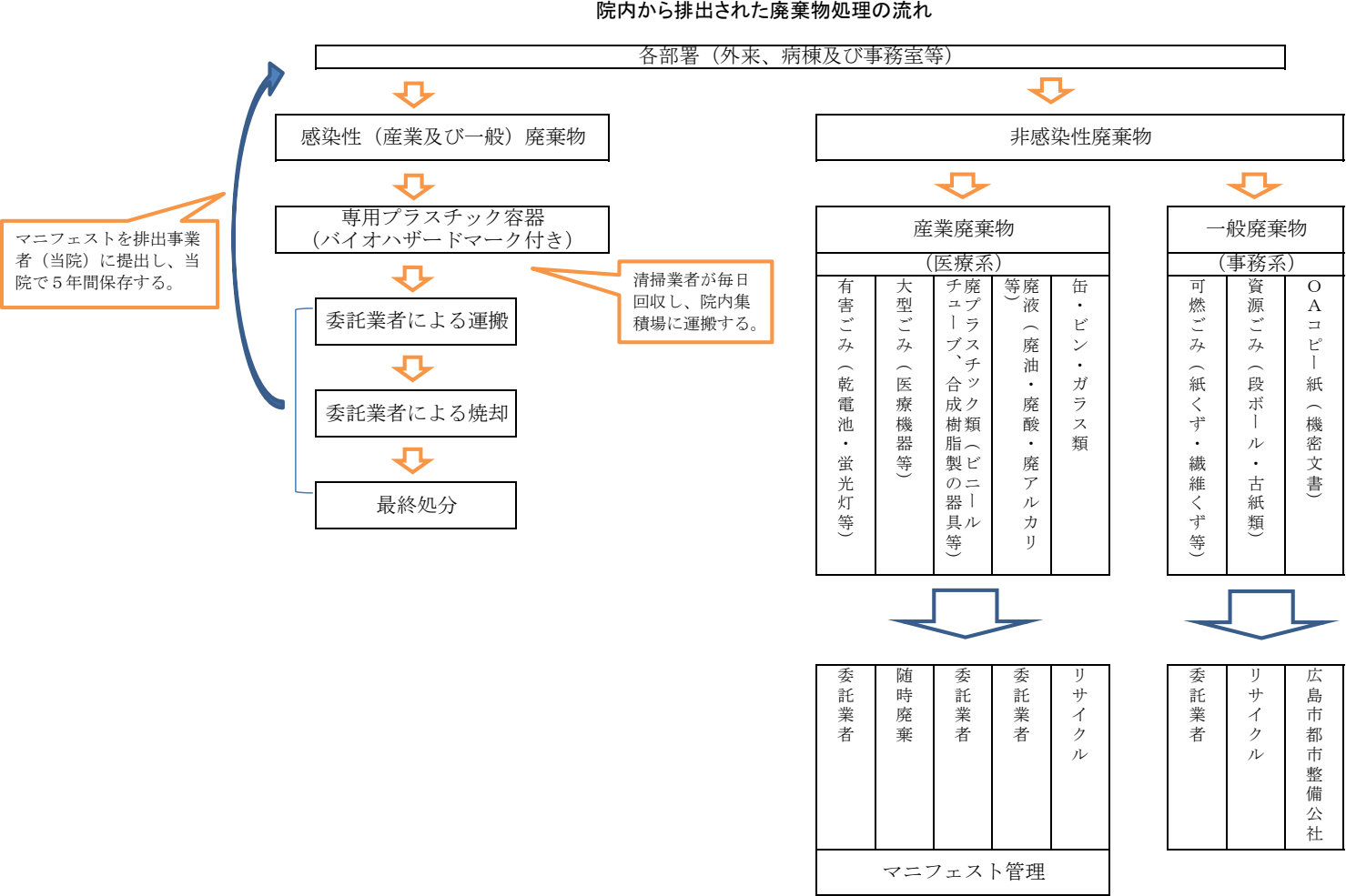
①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性医療廃棄物及び可燃性廃油は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の許可を得ている事業者へ委託し、処理している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1306.9 t
②今後実施する予定の取組等	電子マニフェストによる報告を今後も継続する。



別表2

部署別廃棄物責任者

部署名	所属	責任者	リンクナース	感染性廃棄物容器設置場所
西5病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西6病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 器材室 処置室
西7病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西8病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西9病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
東棟5階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟5階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟6階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟6階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟7階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟7階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟8階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟8階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟9階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟9階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
I C U	看護部	ICU担当看護師長		センター内
救急救命センター	看護部	センター担当看護師長		初療室 汚物処理室
中6病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
中7病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
中8病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
放射線科	看護部	放射線科担当看護師長		各治療室
手術室	看護部	手術室担当看護師長		各ルーム 汚物処理室
滅菌室	看護部	滅菌室担当看護師長		滅菌室内
救急外来	看護部	救急外来担当看護師長		各診察室
外来1階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来2階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来3階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来4階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
人工腎センター	看護部	人工腎センター担当看護師長		人工腎センター内
	薬剤部	薬剤部長		薬剤部内
	臨床検査部	技師長		各検査室内
	病理部	主任部長		病理部フロアー
	リハビリセンター	理学療法士		
	栄養室	主任		
	医事課	医事係長		
	総務課	総務係長		
	医局	総務係長		
	医療支援センター	副看護部長		

P21

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年6月29日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町7番33号
氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 秀 道広

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-569-7700（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	広島市立北部医療センター安佐市民病院
事業場の所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	638.989	t
	前年度	602.934	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

2020年度（R3年度）に電子マニフェストを導入し、今年度も同様に運用している。

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(令和7年度実績)															単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油		1.359									1.359	1.359				
廃酸																
廃アルカリ		0.774									0.774	0.774				
感染性産業廃棄物		600.801									600.801	600.801				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等															
	PCB汚染物															
	PCB処理物															
	指定下水汚泥															
	鉍さい															
	廃石綿等															
	燃え殻															
	ばいじん															
	廃油(金属を含むもの)															
	汚泥(金属を含むもの)															
廃酸(金属を含むもの)																
廃アルカリ(金属を含むもの)																
合計		602.934	0	0	0	0	0	0	0	0	602.934	602.934	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。																
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤						⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)		600									600	600				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月29日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区基町7番33号
氏名	地方独立行政法人広島市立病院機構
	理事長 秀 道広
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-569-7700 (代表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島市立北部医療センター安佐市民病院
事業場の所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：434床
③従業員数	1,352人（パート等含む）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1、2、3のとおり。

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量

	単位:トン／年										単位:トン／年									
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	1.359	1.3									1.359	1.3	1.359	1.3						
廃酸																				
廃アルカリ	0.774	0.7									0.774	0.7	0.774	0.7						
感染性産業廃棄物	600.801	598									600.801	598	600.801	598						
特定有害産業廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
焼石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	602.934	600	0	0	0	0	0	0	0	0	602.934	600	602.934	600	0	0	0	0	0	0

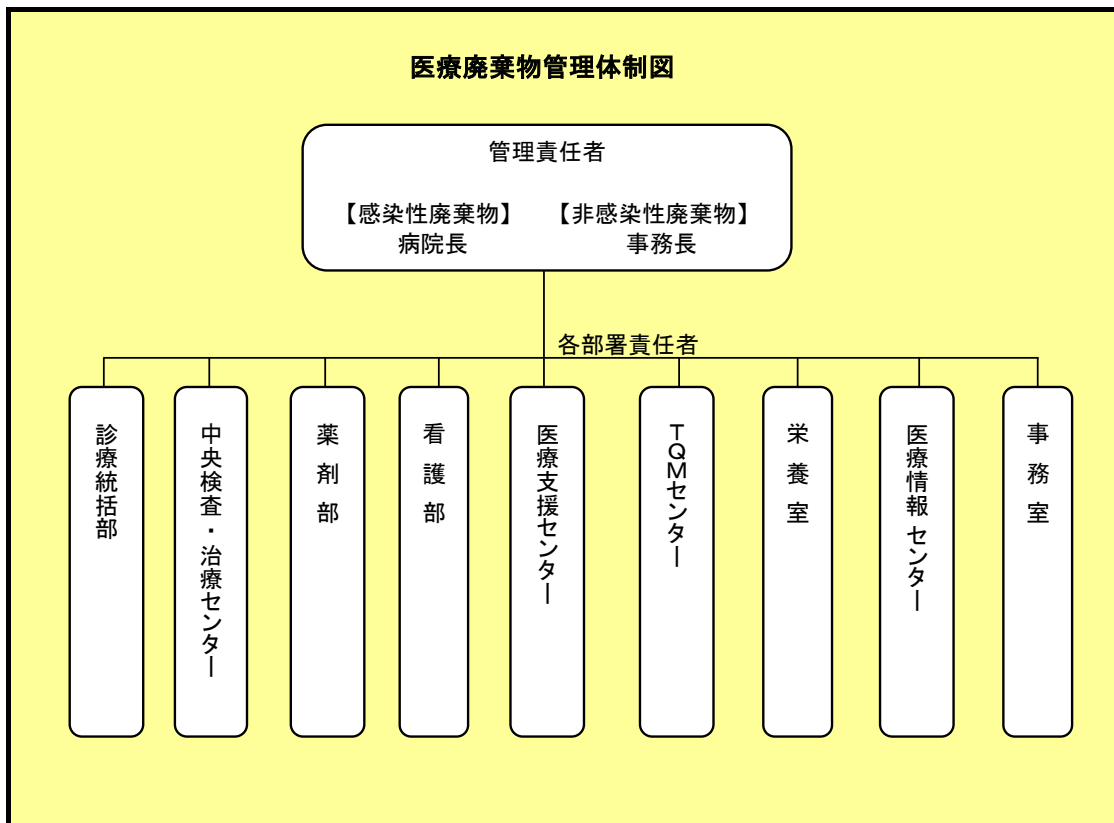
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・輸液チューブのうち、感染の恐れのない部分はカットし、廃プラスチックとして廃棄するなど、極力排出量を抑えるよう努めている。 ・院内の感染対策委員会、幹部会議において、廃棄物の排出量推移を資料で示すなどして、職員へ分別及び経費削減の意識付けを行っている。 ・感染対策チームによる院内ラウンドを行い、感染性廃棄ボックスへ感染性廃棄物以外が捨てられている場合は、院内の電子掲示板にて注意喚起している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・事務で廃棄物の排出量推移を把握し、定期的に幹部会議などで状況報告を行い、対策を検討する。 ・現場職員へより分かりやすい分別方法の提示や、削減への取り組みを紹介する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に收容し、蓋をしたうえで専用保管庫に保管し、常時施錠している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

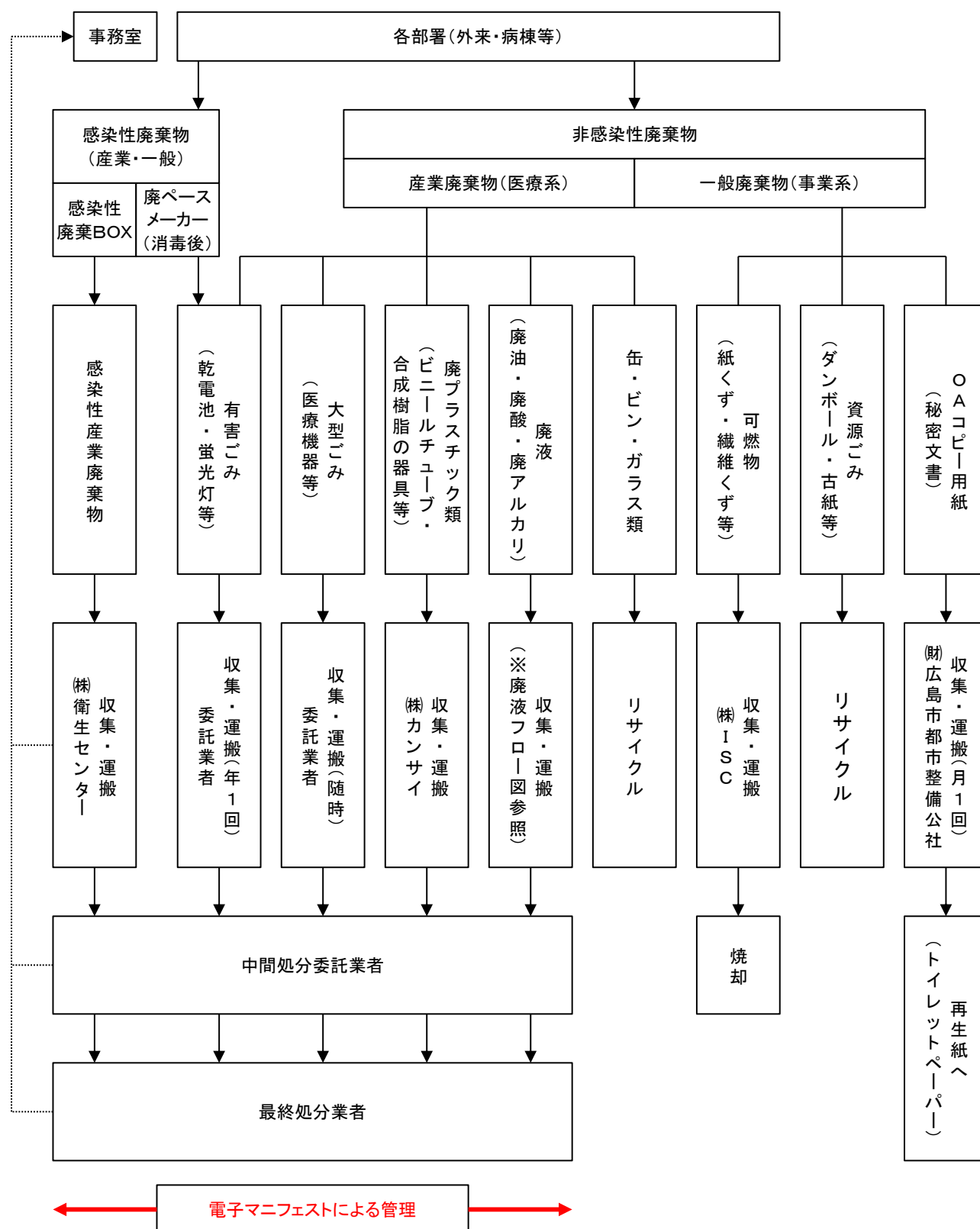
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	回収に立合い、マニフェスト、業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、排出量を把握している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き、廃棄物排出量の把握に努める。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	602.93 t
②今後実施する予定の取組等	昨年度に引き続き、特別管理産業廃棄物の排出については、電子マニフェスト対応する。

院内各部署から排出された廃棄物処理の流れ(フロー図)

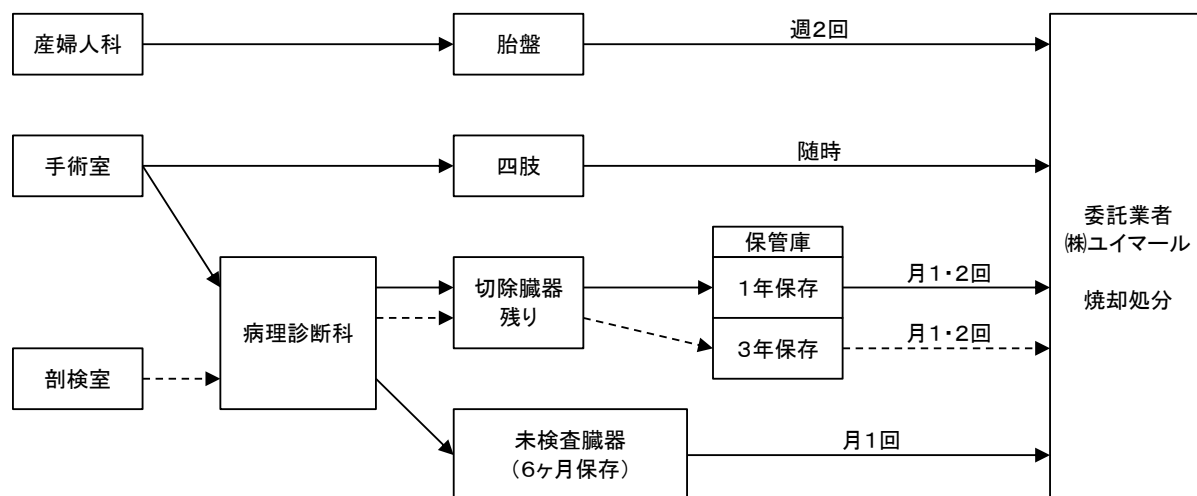


※病理臓器処理については【別図2】参照。

※排水廃液処理については【別図3】参照。

別図2

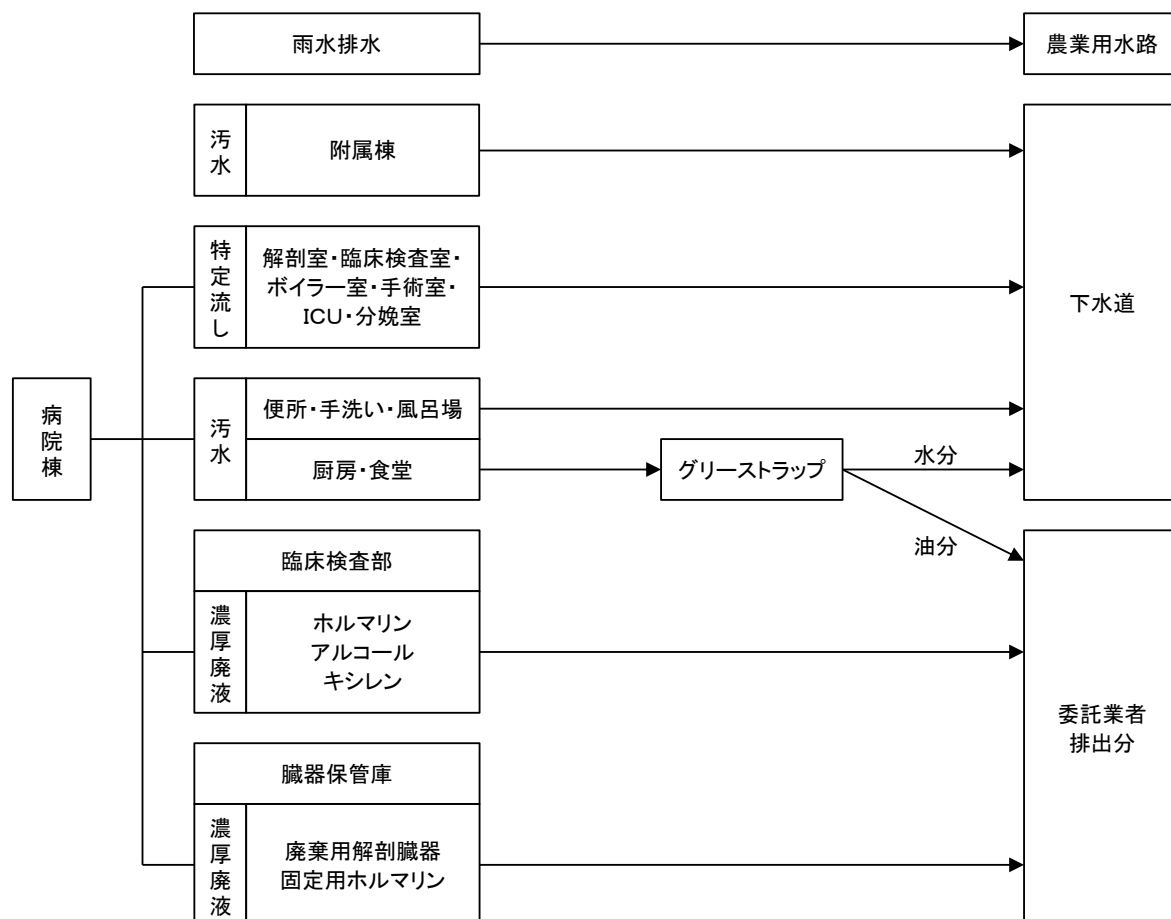
切除臓器・解剖臓器処分の流れ(フロー図)



【注意】 未検査臓器は、骨頭、扁桃、子宮内容物、足、手など。
臓器処分依頼書により提出されたものや手術室から直接処分依頼の出されたもの。

別図3

排水廃液処理の流れ(フロー図)



P22

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8年 5月 日

広島市長

提出者

住所 広島市中区千田町1丁目9番6号

氏名 広島赤十字・原爆病院

院長 有馬 準一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-241-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 7 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	広島赤十字・原爆病院
事業場の所在地	広島市中区千田町1丁目9番6号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	316.635	t
	前年度	305.626	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
特になし			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

7 年度実績)														単位:トン/年
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油	2.58									2.58	2.58			
廃酸														
廃アルカリ														
感染性産業廃棄物	305.626									305.626	305.626			
特定有害産業廃棄物	廃PCB等													
	PCB汚染物													
	PCB処理物													
	指定下水汚泥													
	鉱さい													
	廃石綿等													
	燃え殻													
	ばいじん													
	廃油(金属を含むもの)													
	汚泥(金属を含むもの)													
	廃酸(金属を含むもの)													
	廃アルカリ(金属を含むもの)													
合計	308.206	0	0	0	0	0	0	0	0	308.206	308.206	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。														
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画数値)	316.8									316.8	316.8			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8年 5月 日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区千田町 1 丁目 9 番 6 号
氏名	広島赤十字・原爆病院
院長	有馬 準一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-3111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島赤十字・原爆病院
事業場の所在地	広島市中区千田町 1 丁目 9 番 6 号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 565床
③従業員数	1,294名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集運搬委託業者にて収集運搬・中間処理し、最終処分場にて埋め立て処分をしている。 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し焼却前の廃棄物の乾燥に利用している。

現状：前年度（7年度）実績量
計画：今年度（8年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	2.58	2.5									2.58	2.5	2.58	2.5						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	305.626	302.5									305.626	302.5	305.626	302.5						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	308.206	305	0	0	0	0	0	0	0	0	308.206	305	308.206	305	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別 図 参 照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の 分別を徹底するよう要望。
②計画 (今後実施する予定の取組)	感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の 分別を徹底するよう要望。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	廃油・・・一斗缶および保管庫の整備。 感染性医療廃棄物・・・専用容器および保管庫の整備。 廃アルカリ・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。 廃酸(有害)・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種別に変更なし。 当院規定の医療廃棄物処理要綱に基づき分別を徹底する。 廃棄ボックス設置場所に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物との分別表を掲示する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

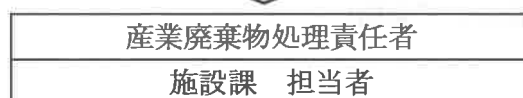
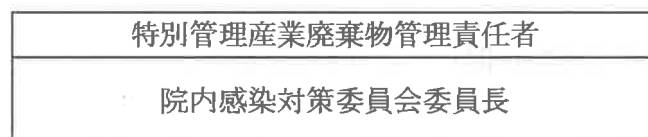
①現状 (これまでに実施した取組)	電子マニフェストにて管理を徹底。
②計画 (今後実施する予定の取組)	電子マニフェストにて管理を徹底。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	308.21 t
②今後実施する予定の取組等	昨年度同様に特別管理産業廃棄物のマニフェスト情報登録 期限(引き渡した日から3日以内)遵守。 運搬完了および処理完了状況を確認。

特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制

産業廃棄物処理に関する管理組織図



各部署の責任者



薬剤部：薬剤部長

検査部：検査部技師長

健康管理センター：健康相談課長

訪問看護ステーション：訪問看護ステーション課長

病理診断科部：病理検査課長

臨床工学課：臨床工学課長

中央放射線科：中央放射線科技師長

P23

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年7月24日

広島市長

提出者

住所 広島市南区霞一丁目2番3号

氏名 広島大学病院

病院長 安達 伸生

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-257-5555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2025年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	広島大学病院
事業場の所在地	広島市南区霞一丁目2番3号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理 計画における計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	797.70	t
	前年度	794.55	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
特になし			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

2025 年度実績

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油		2.71									2.71				
廃酸		0.033									0.033				
廃アルカリ		0.023									0.023				
感染性産業廃棄物		791.77									791.77	791.77			
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)	0.002									0.002				
	汚泥(金属を含むもの)	0.007									0.007				
	廃酸(金属を含むもの)	0.004									0.004				
	廃アルカリ(金属を含むもの)	0.002									0.002				
合計		794.551	0	0	0	0	0	0	0	0	794.551	791.77	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー:赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪			
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		793									793	790			

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年7月24日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区霞一丁目2番3号
氏名	広島大学病院
	病院長 安達 伸生
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-257-5555
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島大学病院
事業場の所在地	広島市南区霞一丁目2番3号
計画期間	2026年4月1日から2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数742床
③従業員数	3,131人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1

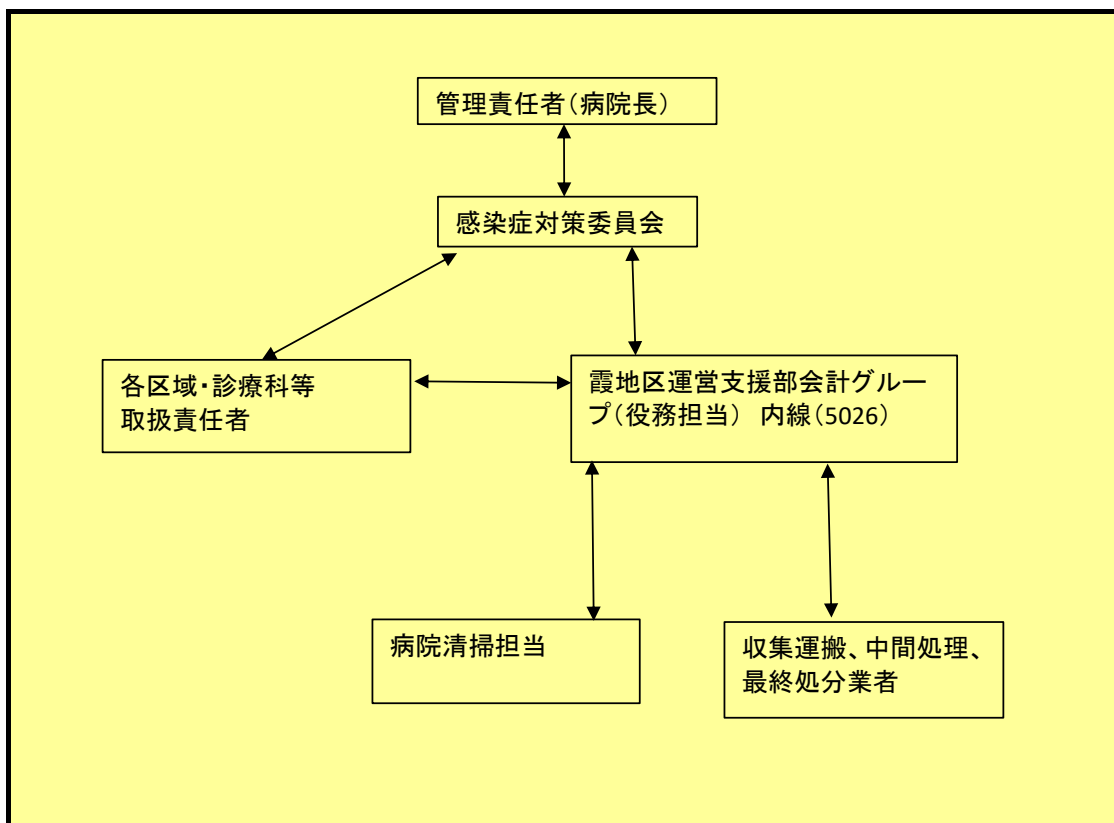
現状：前年度 (2025 年度)実績量
計画：今年度 (2026 年度)計画量

		単位:トン/年																				
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
特別管理産業廃棄物の種類		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油		2.71	2									2.71	2									
廃酸		0.033	0									0.033	0									
廃アルカリ		0.023	0									0.023	0									
感染性産業廃棄物		791.77	791									791.77	791	791.77	791							
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																					
	PCB汚染物																					
	PCB処理物																					
	指定下水汚泥																					
	鉱さい																					
	廃石綿等																					
	燃え殻																					
	ばいじん																					
	廃油(金属を含むもの)	0.002	0										0.002	0								
	汚泥(金属を含むもの)	0.007	0										0.007	0								
		0.004	0									0.004	0									
廃アルカリ(金属を含むもの)		0.002	0									0.002	0									
合計		794.551	793	0	0	0	0	0	0	0	0	794.551	793	791.77	791	0	0	0	0	0	0	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	医療行為等において発生している感染性廃棄物は、専用ボックスで排出しており、非感染性廃棄物が混在しないよう分別廃棄の周知徹底を図ることにより、排出量の抑制に努めている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	継続して周知活動を行い、適正化と抑制化に努める。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物、非感染性廃棄物の分別項目を医療現場に配布・掲示することで、分別の徹底を図っている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も上記同様の意識付けを継続実施する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし(処理を業者委託している)
②計画 (今後実施する予定の取組)	同 上

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし(処理を業者委託している)
②計画 (今後実施する予定の取組)	同 上

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし(処理を業者委託している)
②計画 (今後実施する予定の取組)	同 上

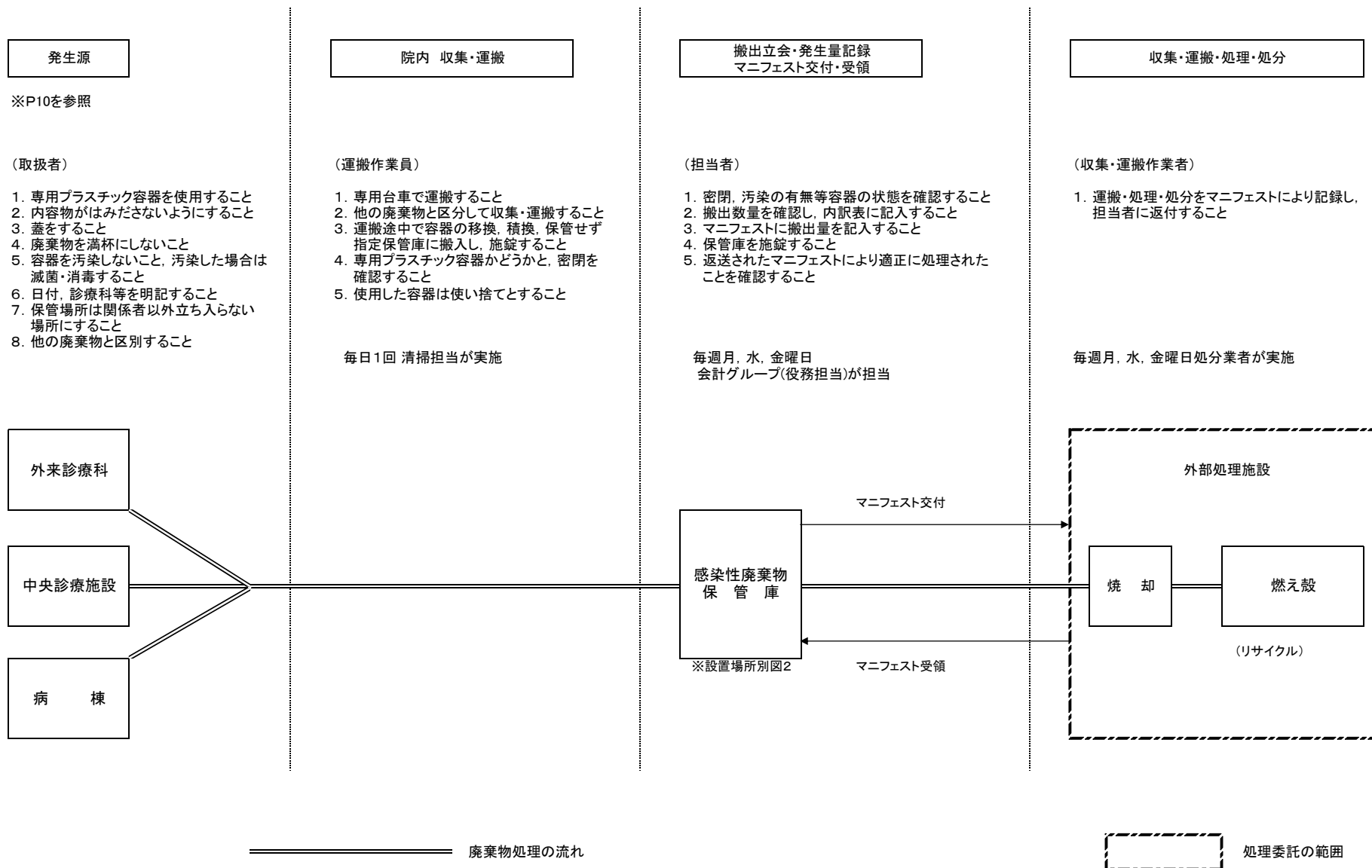
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物委託業務は、廃棄物容器の提供、処分場への運搬及び最終処分を同一業者が行う仕様としている。また、契約書に契約業者以外の業者への再委託を原則認めないことを記載している。 電子マニフェストで処分の進捗状況を随時確認するほか、適宜処分場を訪問して、最終処理状況を確認している。 また、廃棄物を委託業者へ引き渡す際は、常時、職員が立会し搬出している。年に1回程度焼却場へ同行し、焼却作業を確認している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も上記同様適切に対応する。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	794.55 t
②今後実施する予定の取組等	平成27年1月から電子マニフェストで管理しているため特になし。

感染性廃棄物処理フロー図



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026 年 7 月 14 日

広島市長

提出者

住所 広島市中区平野町6番24号
氏名 医療法人社団生和会 広島中央リハビリテーション病院
病院長 大屋 敏秀

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-207-2785

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2025 年度
の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	広島中央リハビリテーション病院
事業場の所在地	広島県広島市中区平野町6番24号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	87	t
	前年度		t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組） 前年度から「感染性産業廃棄物」と「廃油」を電子マニフェスト化し、より緊密な数値を取り込み削減を進めていく。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(2025 年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油		20									20				
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		45.12									45.12				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		65.12	0	0	0	0	0	0	0	0	65.12	0	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤				⑩<⑪				
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		80									80				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 7月 14日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区平野町6番24号
氏名	医療法人社団生和会 広島中央リハビリテーション病院
	病院長 大屋 敏秀
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-207-2785
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島中央リハビリテーション病院
事業場の所在地	広島県広島市中区平野町6番24号
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	許可病床数110床
③従業員数	240人

④特別管理産業廃棄物
の一連の処理の工程

委託により収集・運搬及び焼却処分

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（2025年度）実績量
計画：今年度（2026年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油	20	30									20	30								
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	45.12	50									45.12	50								
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
	廃酸（金属を含むもの）																			
	廃アルカリ（金属を含むもの）																			
合計	65.12	80	0	0	0	0	0	0	0	0	65.12	80	0	0	0	0	0	0	0	0

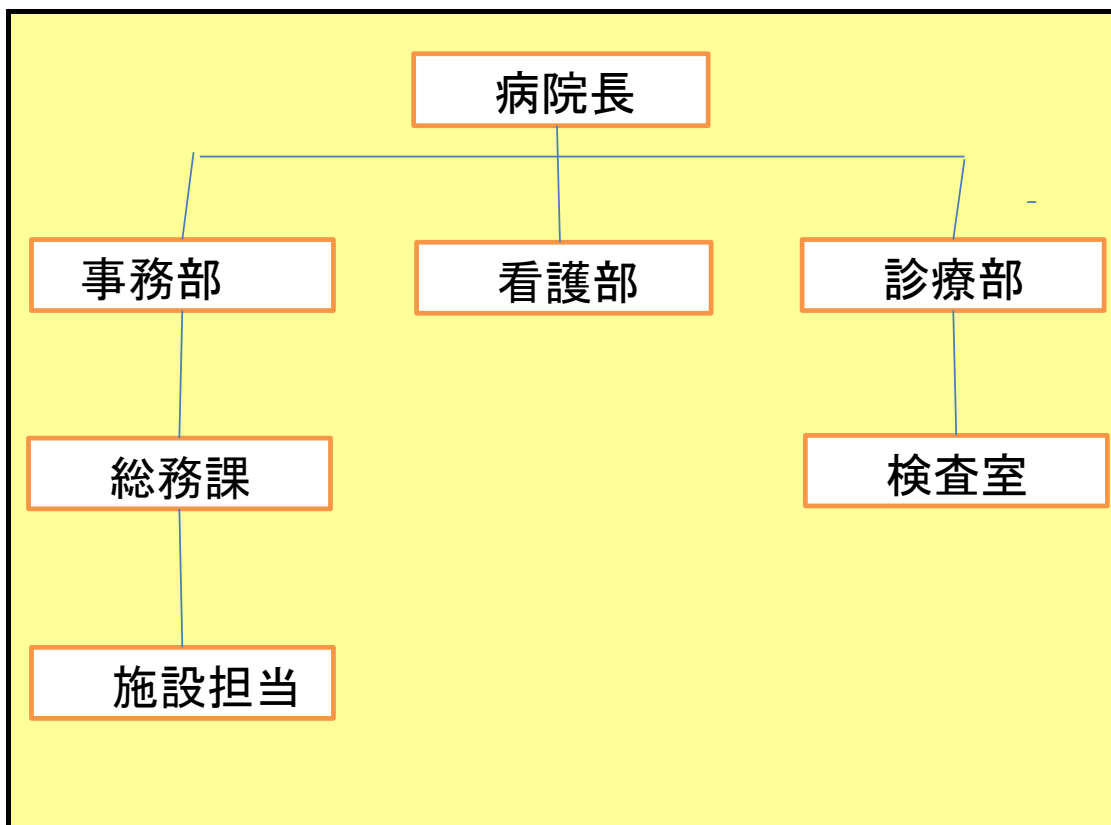
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	納品数と使用数を照らし合わせて、発注数を決めている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	在庫数の定数化並びに使用目的に対する見直しを図り、資源の削減を目的とする。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 廃プラスチック類 廃油
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 廃プラスチック類 廃油 電池・蛍光灯・電球類

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染対策に合わせて、在庫個数の管理を行ってきた。
②計画 (今後実施する予定の取組)	納品数に対しての廃棄数の調整を行い、効率的な使用減数対策への目的とする。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	65.12 t
②今後実施する予定の取組等	排出量を減少していくために、業者との連携を強化していく。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 6月 30日

広島市長

提出者

住所 広島市南区比治山本町11-27
氏名 医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院
理事長 高澤 篤之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-256-3650

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2025 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院
事業場の所在地	広島市南区比治山本町11-27
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	73.483	t
	前年度	38.055	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
電子マニフェストを導入し事務作業の効率化を図っている。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(2025 年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物	38.055									38.055	38.055				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
	廃酸(金属を含むもの)														
	廃アルカリ(金属を含むもの)														
合計	38.055	0	0	0	0	0	0	0	0	38.055	38.055	0	0	0	
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示	①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤					⑩<⑪				
目標項目	排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
前年度目標値(前年度計画書数値)	60									60	60				

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 5月 29日

広島市長

提出者

住所 広島市西区福島町一丁目24番7号

氏名 福島生協病院

病院長 北口 浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-292-3171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 2025 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	福島生協病院
事業場の所在地	広島市西区福島町一丁目24番7号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	292.9	t
	前年度	276.78	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
引渡し日に容器の種類、回収個数、排出量や車番をメモ(紙媒体)でお互い(運搬処分事業場)に情報共有している。入力は業者に委託している。			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への処理委託量	t

別紙6
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

(2025 年度実績)														単位:トン/年	
特別管理産業廃棄物の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
感染性産業廃棄物		103.71									103.71				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等														
	PCB汚染物														
	PCB処理物														
	指定下水汚泥														
	鉍さい														
	廃石綿等														
	燃え殻														
	ばいじん														
	廃油(金属を含むもの)														
	汚泥(金属を含むもの)														
廃酸(金属を含むもの)															
廃アルカリ(金属を含むもの)															
合計		103.71	0	0	0	0	0	0	0	0	103.71	0	0	0	0
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。															
エラー: 赤色表示		①+⑥≠②+③+④+⑧+⑨+⑩			④≠⑥+⑦		④<⑤				⑩<⑪				
目標項目		排出量				自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (報告書項目②+⑧)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (報告書項目③+⑨)	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
前年度目標値(前年度計画書数値)		276									276				

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 5月 29日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市西区福島町一丁目24番7号
氏名	福島生協病院
	病院長 北口 浩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-292-3171
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	福島生協病院
事業場の所在地	広島市西区福島町一丁目24番7号
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床数 165床
③従業員数	約333人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 院内の感染性廃棄物を外来、病棟など各職場に専用容器（20L、50Lのプラスチック容器）を使用して保管、廃棄を行う。 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物専用倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 収集運搬委託業者が週2回収を行い、委託先にて保管管理を行う。 4. 中間処理委託業者（収集運搬委託業者と同じ）が積替・保管施設を経由し、中間処理委託業者の施設にて焼却を行う。 5. 中間処理委託業者が最終処分委託業者へ運搬し、委託先にて保管管理を行う。 6. 最終処分委託業者が埋立てを行う。

現状：前年度 (2025 年度)実績量
計画：今年度 (2026 年度)計画量

		単位:トン/年																	
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項							
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																			
廃油																			
廃酸																			
廃アルカリ																			
感染性産業廃棄物		103.71	103									103.71	103						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																		
	PCB汚染物																		
	PCB処理物																		
	指定下水汚泥																		
	鉱さい																		
	廃石綿等																		
	燃え殻																		
	ばいじん																		
	廃油(金属を含むもの)																		
	汚泥(金属を含むもの)																		
	廃酸(金属を含むもの)																		
	廃アルカリ(金属を含むもの)																		
合計		103.71	103	0	0	0	0	0	0	0	0	103.71	103	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限る、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各職場で感染性廃棄物を専用容器に入れ、一時保管管理を行う。
 - 2.各職場の職員が専用容器を定期的に回収し、施錠できる専用倉庫に運搬後、保管管理を行う。
 - 3.収集運搬委託業者が定期的に回収運搬し、委託先にて保管管理を行う。
 - 4.中間処理委託業者が焼却し、委託先にて保管管理を行う。
 - 5.最終処分場へ運搬し、最終処分委託業者が処分を実施する。
- ※一連の流れは、JWNETの電子マニフェストによる管理を行う。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	新興感染症等への対応として、新興感染症等の発生時に感染患者受入や発熱患者の診療等を行っているため、感染性廃棄物の量は増加している。 感染防護具の着脱回数を減らすため、感染患者病室をまとめて巡回するなど、少しでも排出量を少なくする工夫を行った。
②計画 (今後実施する予定の取組)	新興感染症は5類へ移行したが、医療機関の基本的な感染拡大防止対策は変わらず、感染拡大のたびに排出量は増加し、抑制は難しい状況である。また、病床を持つ医療機関は、新興感染症患者に対し入院受け入れを求められており、当院でも入院患者を多く受け入れている。 しかし、感染防護具の適正使用を守りつつ、連携している医療機関や他医療機関の取組を参考にしていく。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組: 感染が予想されるものとそうでないものを分別して廃棄を行った。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組: 分別するために学習会や研修に参加、院内研修を実施する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	病棟内で感染症が発生した際、感染防護具の排出量が増えるため、施錠できる専用倉庫に専用容器があふれ保管管理できなくなりそうな状況が予見される場合は委託業者の回収運搬回数を増やして感染状況をみながら臨機応変に対応した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	市内などの感染数や院内の感染状況から、今後も臨機応変に対応してもらうよう普段から委託業者とコミュニケーションを取っていく。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	103.71 t
②今後実施する予定の取組等	業者に委託し、遅滞なく入力処理が行われるようにする。

P27

の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年6月15日

広島市長

提出者

住所 広島県安芸高田市八千代町勝田448番

氏名 医療法人社団八千代会

理事長 鳳山慧妃子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-849-2300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2025年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	メリィホスピタル
事業場の所在地	広島県広島市安佐南区大塚西3丁目1番20号
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	前々年度	146.9	t
	前年度	145.4	t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）			
全件電子マニフェスト			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙6のとおり	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量			
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	熱回収を行う業者への 処理委託量	t

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画実施状況報告書)

単位:トン/年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

エラー:赤色表示

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} \neq \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10}$$
$$\textcircled{4} \neq \textcircled{6} + \textcircled{7}$$
$$\textcircled{4} < \textcircled{5}$$

--	--

--	--

 $\textcircled{10} < \textcircled{11}$ $\textcircled{10} < \textcircled{11}$

--	--

11

目標項目

排出量

自ら熱回収
を行う産業廃
棄物の量

自ら中間処
理により減量
する産業廃
棄物の量

自ら再生利
用を行う産業
廃棄物の量
報告書項目
(②+⑧)

自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量

自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
(報告書項目③+⑨)

全处理委
量

優良認定処 理業者への 処理委託量	
-------------------------	--

再生利用業者への処理委託量	1,000
---------------	-------

業 業	熱回収認定 業者への処 理委託量
--------	------------------------

定	熱回収認定
規	業者以外
定	熱回収を行
	業者への

定
の
う
処

前年度目標値(前年度計画書数値)

120

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年6月15日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県安芸高田市八千代町勝田448番
氏名	医療法人社団八千代会
理事長	鳳山慧妃子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-849-2300
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	メリィホスピタル
事業場の所在地	広島県広島市安佐南区大塚西3丁目1番20号
計画期間	2026年4月1日から2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	病床 199床
③従業員数	510名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集運搬業者：株式会社クリーンエージェント 処理業者：光陽建設株式会社・岡山産興株式会社 最終処分業者：一般財団法人広島環境保全公社他

現状：前年度（2025 年度）実績量
計画：今年度（2026 年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
					自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	129.7	120									129.7	120								
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
銹さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	129.7	120	0	0	0	0	0	0	0	0	129.7	120	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙添付の通り

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別管理産業廃棄物と産業廃棄物と一般廃棄物で分別を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	分別の徹底

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	廃棄物管理業者と感染性廃棄物・産業廃棄物・一般廃棄物の分別内容を確認し、適正分別を実施。 感染性廃棄物は20Lポリ容器と50Lポリ容器を使用。 容器はリサイクル容器を使用
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	一部段ボール容器の使用を検討中

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ございません
②計画 (今後実施する予定の取組)	ありません

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ございません
②計画 (今後実施する予定の取組)	ありません

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	ございません
②計画 (今後実施する予定の取組)	ありません

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	中間処理業者を岡山産興で委託しておりましたが、2025年11月にダイオキシンが発生し、処理ができない状況となった為、リスクヘッジとして段取りしていた光陽建設へ中間処理を変更。 また光陽建設へ変更することにより走行距離も削減され取組で掲げていたCO2削減も実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	サーマルリサイクル等が出来る業者を模索します。 また感染性廃棄物はポリ容器のみ使用しておりますが、段ボール容器導入の検討も行い、排出重量の削減に取り組めます。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	129.7 t
②今後実施する予定の取組等	これ以上、特に予定はありません。

職場名	感染委員会	文書番号	感 1	承認日	2024.9.9	発効日	2024.9.9	1/1
院内感染対策マニュアル 1 ～院内感染対策組織～								

基準：メリィホスピタルの院内感染対策組織と感染対策マニュアルの全体像がわかる

項目	内容	チェック欄 年 月 日
目次	以下の項目の順で記載している 1. 感染対策に関するナレッジ（知識） 2. 院内感染対策マニュアルの構成 3. 院内感染対策の組織・権限・業務 4. 院内感染事例報告 5. 院内感染に関連する法令・法規 6. 引用参考文献	
【ナレッジ（知識）】 1. 病院で見かける感染には、「市中感染」と「医療関連感染」と大きく大別できる 2. 「市中感染」はいわゆる病院外で接種された感染症をさしている 3. 医療関連感染は「病院内で体内に接種された微生物によって起こされる感染症」をいい、いわゆる「院内感染」をさし、入院後 48 時間を経過して発症した感染症は、『医療関連感染（Hospital Associated Infections, HAI）』に分類される 4. 感染制御の基本的な考え方は、「科学的根拠に基づく感染対策の実施により、感染を制御すること」と言われ、感染が成立する為には、感染源・感染経路・感受性の 3 つの要素が必要で、感染対策の原則は、3 つの要素の連鎖を断ち切ること 5. 感染対策には、標準予防策（スタンダードプリコーション）と経路別予防策がある 6. 標準予防策は、「感染症の診断あるいは推定される病態にかかわらずすべての患者に適応され、日常診療やケアを行う上で基本となる考え方。標準予防策は、血液、すべての体液、汗を除く分泌物、傷のある皮膚、粘膜に適応される。」（院内感染対策マニュアル 2 参照） 7. 経路別予防策は、空気感染・飛沫感染・接触感染の 3 つがある（⇒院内感染対策マニュアル 2 参照）		

職場名	感染委員会	文書番号	感 1	承認日	2024.9.9	発効日	2024.9.9	3/1
院内感染対策マニュアル 1 ～院内感染対策組織～								

【院内感染対策の組織・権限・業務】

項目	内容	チェック欄 年 月 日
院内感染 対策会議 (ICC)	1. 院内感染対策に関する施設の整備点検、業務の見直しや改善など臨床の現場で確実に実行されなくてはならない事項を決定する機関 2. この会議で決定されたことは、特別に他の機関に影響を及ぼさない限り、各部門と組織的な対応をし、直ちに実際の行動に移さなければならない 3. 連携組織として ICT およびリンクスタッフチームを組織し、感染対策の円滑な実行を図る 4. 目的・構成メンバー・活動内容等は感染委員会規定参照 5. 重要な院内感染が発生した場合の行動：院長、ICD、事務長、看護部長、関連部署の職責者による対策本部を設置して緊急に活動を開始する。<u>感染委員会メンバーとともに事態を正確に把握し、感染拡大防止策を指示し、原因究明の中心的役割を果たす。報告義務のある感染症発生の場合や重要な院内感染例については保健所に連絡して協力して対策を開始する。</u>	
ICT および リンクスタッフチーム	1. 感染委員会の決定に従い、院内感染対策を実行していく組織 2. 感染についての情報収集及び問題点の抽出を行い、各部門と組織的な対応を行う 3. アウトブレイクが考えられる場合には、感染委員会の対応を現場に徹底させる。 4. 感染対策について常に高い意識を持ち、感染対策のための環境整備を行う 5. 目的・構成メンバー・活動内容等は ICT およびリンクスタッフチームそれぞれの規定参照 6. 重要な院内感染が発生した場合の行動：院長、ICD、事務長、看護部長、関連部署の職責者による対策本部を設置して緊急に活動を開始する。<u>感染委員会メンバーとともに事態を正確に把握し、感染拡大防止策を指示し、原因究明の中心的役割を果たす。報告義務のある感染症発生の場合や重要な院内感染例については保健所に連絡して協力して対策を開始する。</u>	
当院における 感染対策の組織図	1. 感染委員会、ICT、リンクスタッフはそれぞれ事務局機能を持ち、会議運営等にあたる <pre>graph TD; A[感染委員会] --> B[ICT]; B --> C[リンクスタッフ];</pre> 感染委員会 • 委員長は病院長 • 感染に関する事項の決定機関 ICT • 感染委員会の決定にそって感染対策を実施するチーム リンクスタッフ • ICTとともに現場レベルの感染対策の実施をする役割をもつ	

職場名	感染委員会	文書番号	感 1	承認日	2024.9.9	発効日	2024.9.9	4/1
院内感染対策マニュアル 1 ～院内感染対策組織～								

【院内感染事例報告】

基準：院内で発生した感染事例に関する報告ラインがわかる

項目	内容	チェック欄 年 月 日
目標	院内で感染事例が発生した場合に、報告がスムーズに行えることで、感染対策が早期に対応できる	
院内における報告が必要な感染事例	1. 1 類～5 類感染症の発生時 2. アウトブレイク発生時 3. 院内感染が疑われる事例の発生時 4. 下痢患者が同じ病棟で 2 名以上発生したとき（嘔吐・下痢院内対策マニュアル参照） ～アウトブレイクとは？～ A) 同一の感染事例が複数の患者で発生した場合 B) 同一の微生物検体分離が通常より多く発生した場合 C) 関連する院内感染事例が 2 例以上発生した場合 D) 通常、発生しない感染症が 1 例でも発生した場合	
院内感染事例 報告体制 と アウトブレイク時対応	1. 各部署における感染事例の発生：各部署より感染委員会事務局に連絡 2. 責任者がいる場合：責任者より報告 3. 責任者が不在の場合：日中→責任者代理より報告 夜間・休日→各部署の責任者の判断により急ぐ場合は報告 急がない場合は翌日（平日の日中）に報告 4. 必要時、感染管理者より院長に電話もしくは口頭で報告（報告事例及び時期は、感染管理者が判断する） 5. 必要時臨時感染委員会の招集：臨時感染委員会の招集は、院長の指示の下感染管理者が必要メンバーを招集する 6. 保健所への届出は事務職員が対応し、連絡窓口は感染管理者が行う ① 保健所への報告基準 (ア) 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合 (イ) 同一感染症の患者又はそれが疑われる者が 10 名以上又は全入院患者等の半数以上発生した場合 (ウ) 上記（ア）および（イ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に医療機関の管理者が必要と認めた場合 ② 報告先 (ア) 広島市保健所環境衛生課医務係 ③ 報告書について (ア) 原則、報告書は各病棟で作成するが、緊迫状況等の事情がある場合は、感染委員会事務局が担当する場合もある ※令和 5 年 5 月 2 日 広島市保健所からの通達より抜粋 7. 患者および家族に対し、感染症について・対応について等を主治医または担当医等から報告、対応は各病棟で行う 8. アウトブレイク発生時等、近隣施設への広報が必要な場合は、感染委員会の指示により、事務担当者が行う 感染症発生届は、患者居住区の保健センターへ届け出する 集団感染等が疑われる場合に保健所へ報告となる	

職場名	感染委員会	文書番号	感 1	承認日	2024.9.9	発効日	2024.9.9	5/1
-----	-------	------	-----	-----	----------	-----	----------	-----

院内感染対策マニュアル 1 ～院内感染対策組織～

感染症発生届	1. 1 類から 5 類および新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症のうち、当院で届け出が必要な場合は、医師が発生届を作成し、事務職員が保健所へ提出する 2. 感染委員会では発生届作成の支援、患者対応に関する病棟への指示等を行う 3. 感染委員会事務局で発生届のコピーを保管し、アウトブレイクの察知・監視等を行い、速やかな感染対策がとれるよう支援する 4. 感染症発生届は、患者居住区の保健センターへ提出するが、県をまたぐ場合などは、安佐南保健センター（☎082-831-4942）へ相談することもある	
感染報告体制のフロー	検査室 ↓ 職場長 ↔ 主治医 ↓ 感染管理者 ↓ 対応策を各部署へ伝達 感染委員会 ↓ 院長・看護部長 ↓ 保健所 ↓ 必要時、臨時感染委員会の召集 院長や保健所への報告は必要時のみ	

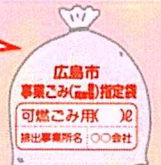
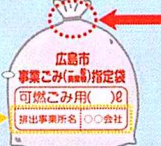
職場名	感染委員会	文書番号	感 1	承認日	2024.9.9	発効日	2024.9.9	6/1
院内感染対策マニュアル 1 ～院内感染対策組織～								

【院内感染に関連する法令・法規】

感染症法に基づく 届出一覧	類型	疾患	届出時期
	一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	診断後直ちに
	二類	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）	診断後直ちに
	三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	診断後直ちに
	四類	E 型肝炎、ウエストナイル熱、A 型肝炎、エキノコックス症、エムボックス、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、 キャサナル森林熱、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、腎症候 性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、 鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、 B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネエズラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発疹チフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、 ライム病、リッサウイルス感染症、リフト・バレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキーマウンテン紅斑熱、	診断後直ちに
	五類	《全数把握》 アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、 急性弛緩性麻痺、急性脳炎、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、 後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、 侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、先天性風疹症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風疹、麻疹、薬剤耐性アシネトバクテ ー感染症	診断後 7 日以内 ※麻疹は可能な限り 24 時間以内に届出
		《定数把握》 インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症基幹定点（入院例のみ）：インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症 小児科定点：RS ウイルス、咽頭結膜炎、A 型溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、 突発性発疹、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎 眼科定点：急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎 基幹定点（週報対象）：感染性胃腸炎（ロタウイルス）、クラミジア肺炎、細菌性髄膜炎、細菌性髄膜炎、 マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎 基幹定点（月報対象）：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症 STD 定点：性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症	当院は対象外

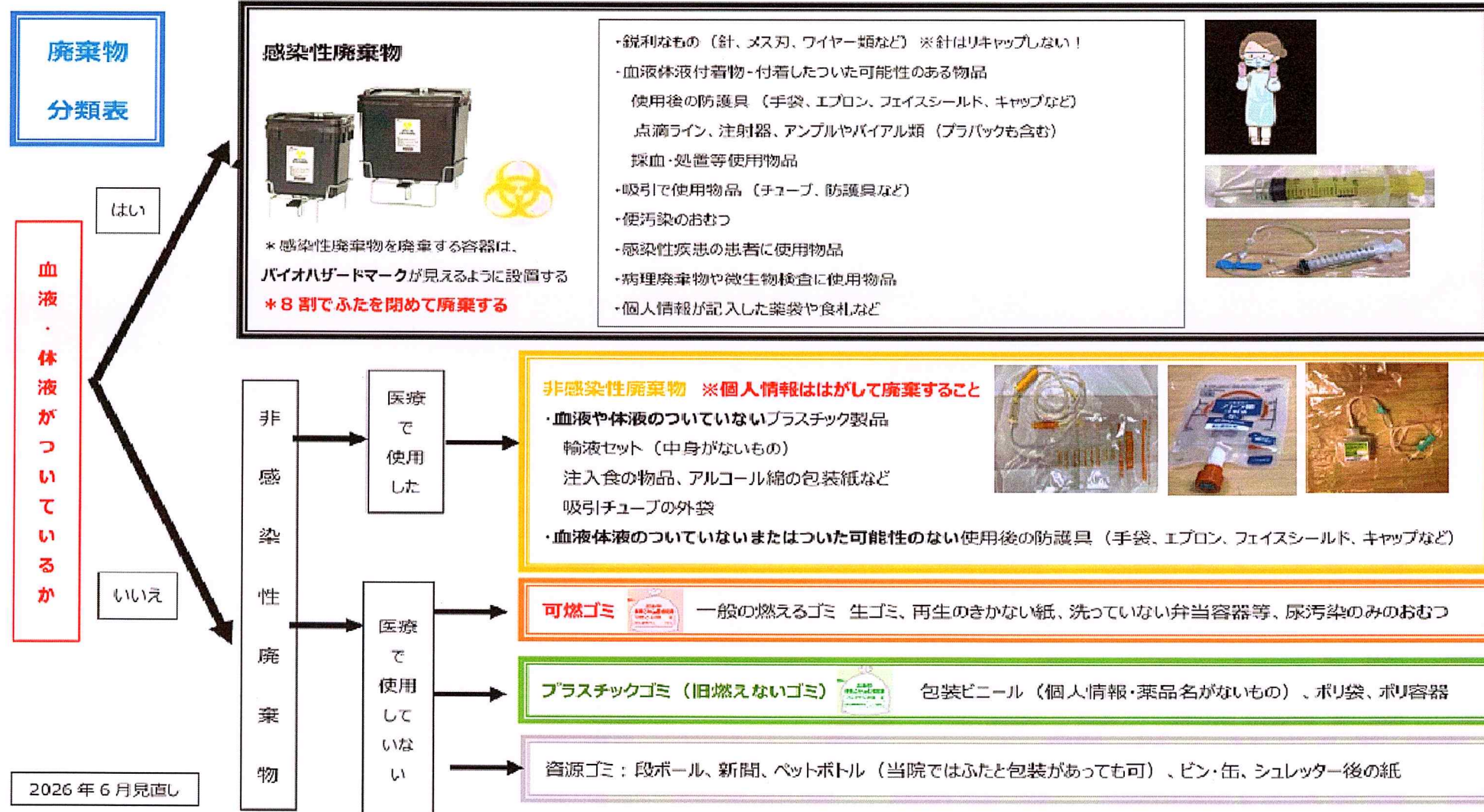
職場名	感染委員会	文書番号	感 5	承認日	2026.6.8	発効日	2026.6.8	10/1
-----	-------	------	-----	-----	----------	-----	----------	------

院内感染対策マニュアル 5 ～環境の感染対策と器材の洗浄・消毒・滅菌～

廃棄物の 取り扱い	1. 病院から廃棄する廃棄物は、医療廃棄物となる 2. 当院での医療廃棄物の処理については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』（環境省 環境再生・資源循環局）を参考に作成 3. 廃棄物の分類は当院の「廃棄物分類表」を参照 —事業ゴミの正しい出し方—（広島市環境局） 可燃ごみ 可燃ごみ用の指定袋で 生ごみ 料理くず、残飯、茶かす、貝殻など 再生のきかない紙くず チリ紙、紙コップ、カーボン紙など ※再生可能な紙くずは、資源ごみとして出してください。 その他 木くず、割箸など  プラスチックごみ プラスチックごみ用の指定袋で プラスチック類 包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器など ※再生可能なものはリサイクルしてください。 ※生ごみ等が付着して汚れたものは、洗うなどしてきれいにし出してください。きれいにできない場合は「可燃ごみ」として出してください。  事業ごみ(一般)指定袋の使い方 市が指定する指定袋を使用してください! ※指定袋の記載内容を必ず確認してください。 排出事業所名を必ず記入してください!  指定袋に全てのごみを収納した状態で排出してください!(容量オーバーはNGです。) ※中身がはみ出さないように口を閉じてください。 ※指定袋に別の袋などを重ねては、容量を減らさないでください。	病院/施設で排出するごみは、 家庭からのごみの廃棄と異なるところがあります			
感染性廃棄物	1. 感染性廃棄物に入れる廃棄物（例） ・鋭利なもの（針、メス刃、ワイヤー類など）、血液体液のついたまたはついた可能性のある、使用後の防護具（手袋、エプロン、フェイスシールド、キャップなど）、血液・体液がついたものまたはついた可能性があるもの（点滴ライン、注射器、アンブルやバイアル類（プラパックも含む）、使用後のアルコール綿、吸引で使用したもの（チューブ、防護具など）、便汚染のおむつ、感染性疾患の患者に使用したもの、病理廃棄物や微生物検査に使用したもの 2. 感染性廃棄物を廃棄する容器は、バイオハザードマークが見えるように設置する 3. 8割程度で蓋をする 4. BOXの中に手や足を入れない 5. 完全に蓋がしまった状態で保管場所で保管する	  バイオハザードマークが見えるように！			
		評価日			
		評価者			

職場名	感染委員会	文書番号	感 5	承認日	2026.6.8	発効日	2026.6.8	11/1
-----	-------	------	-----	-----	----------	-----	----------	------

院内感染対策マニュアル 5 ～環境の感染対策と器材の洗浄・消毒・滅菌～



職場名	感染委員会	文書番号	感 18	承認日	2024.5.13	発効日	2024.5.13	1/1
-----	-------	------	------	-----	-----------	-----	-----------	-----

院内感染対策マニュアル 5 ～環境の感染対策と器材の洗浄・消毒・滅菌～

